

岩見沢市こども計画

第 3 期岩見沢市子ども・子育て支援事業計画

令和 7 (2025) 年度～令和 11 (2029) 年度

答 申 案

岩見沢市子ども・子育て会議は、市が策定を進めている令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間を計画期間とする岩見沢市こども計画の内容等に係る令和 6 年 9 月 9 日の諮問に対して、子育て中の保護者に対するアンケート調査及びこどもの生活実態調査、一般市民からの意見、ヤングケアラーに係る専門部会の意見などを参考に案をまとめました。

令和 7 年 3 月 日

岩見沢市子ども・子育て会議

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
(1) 少子化対策の背景	1
(2) 岩見沢市におけるこども計画の策定	2
2. 計画の位置づけ	3
(1) 法的な位置づけ、上位計画・関連計画との関係	3
(2) 計画の期間	6
(3) 計画の策定体制	6
(4) 市民の意見の反映	6
第2章 まちの現状と課題	8
1. 現状	8
(1) 就学前・小学生児童数の推移	8
(2) 少子化の状況	9
(3) 女性の就業率	10
(4) ひとり親世帯の推移	11
(5) 幼稚園等の現状	12
(6) 認可保育所等の現状	13
(7) 認可外保育施設等の現状	14
(8) 児童館と留守家庭児童対策の現状	15
(9) 児童療育の現状	16
(10) 育児困難家庭の支援と児童虐待の防止	17
(11) こどもの経済的な状況	19
(12) 学校教育の現状	21
2. 第2期子ども・子育てプランの評価と課題	24
第3章 こども・子育てに関するビジョン	27
1. 基本理念	27
2. 基本的な考え方	28
3. 基本目標と事業展開	29
基本目標1 こども・若者の権利保障の推進とライフステージを通じた支援の充実	32
(1) こども・若者の権利の保障	32
(2) 多様な遊びや体験の充実と居場所の確保	33
(3) こどもの貧困対策の推進	34
(4) 病気・障がいのあるこども・若者への支援の充実	35
(5) 児童虐待の防止とヤングケアラー家庭への支援の推進	36
(6) 防犯対策などのこどもを守る取組の推進	37
(7) 子育てにやさしいまちづくりの整備	38

基本目標 2 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実	39
(ア) 妊娠前から幼児期まで	39
(1) 切れ目のない保健・医療の確保と相談支援の充実	39
(2) こどもの健やかな成長を育むあそびや体験の提供	40
(3) 幼児期の教育・保育の充実	41
(イ) 学童期・思春期	42
(1) 教育環境の充実	42
(2) 健康なからだ、豊かなこころの育ちの支援	43
(3) おとなになる前の学びや体験の充実	44
(ウ) 青年期	45
(1) 次代の親の育成支援の充実	45
(2) 就労支援と雇用安定のための支援	46
基本目標 3 子育て当事者への支援の充実	47
(1) 妊娠から子育て、教育・保育に関する経済的負担の軽減	47
(2) 地域子育て支援、家庭教育支援の推進	48
(3) 共働き・共育ての推進	49
(4) ひとり親家庭への支援の充実	50
(5) こども・子育て情報発信の充実	51
4. 成果指標	52
第4章 計画の推進	53
1. 計画の優先順位	53
2. 計画の推進体制	55
3. 計画の進捗状況	55
第5章 量の見込みと提供体制の確保等	56
1. 児童人口の予測	56
2. 教育・保育提供区域の設定	56
3. 幼児期の学校教育・保育の充実	57
(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み	57
(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保及びその実施時期	57
4. 地域子ども・子育て支援事業	59
(1) 利用者支援事業	59
(2) 地域子育て支援拠点事業	60
(3) 妊婦健康診査事業	61
(4) 乳児家庭全戸訪問事業	62
(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	63
(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）	64
(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	65
(8) 一時預かり事業	66

(9) 延長保育事業	67
(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）	68
(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	69
(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	70
(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	70
(14) 子育て世帯訪問支援事業	71
(15) 児童育成支援拠点事業	72
(16) 親子関係形成支援事業	72
(17) 妊婦等包括相談支援事業	73
(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	74
(19) 産後ケア事業	74
5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と質的な向上	75
(1) 幼児教育と保育との一体的な提供	75
(2) 幼児教育と保育の質の向上	75
6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	75

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

(1) 少子化対策の背景

わが国では、急速な少子化の進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会・経済への影響が懸念される課題が深刻化しています。国の合計特殊出生率（ひとりの女性が一生の間に産むこどもの数）をみると、昭和22（1947）年に統計を取り始めて以降、令和5（2023）年は最も低い1.20となり、出生数も72万7,277人と過去最少になりました。その要因として、未婚や共働き世帯の増加、また仕事と子育てとの両立に対する負担感や子育てに対する不安感、経済的負担などが指摘されています。

国では、このようなこども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受けて、「こども基本法」を令和4（2022）年6月に公布、令和5（2023）年4月に施行しました。また、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関として「こども家庭庁」が発足、令和5（2023）年12月には「こども大綱」及び「こども未来戦略」が策定されています。

【こども・子育てに関する法律・制度等の経緯】

	法律・制度等	内 容
平成27年 (2015)	・子ども・子育て支援法 関連3法施行	・子ども・子育て支援事業計画の策定を明記
令和5年 (2023)	・こども基本法成立 (4月1日施行) ・こども家庭庁の発足	・こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法 ・施策に対するこども・子育て当事者等の意見の反映、支援の総合的・一体的提供の体制整備
令和5年 (2023)	・こども大綱の閣議決定 ・こども未来戦略の閣議決定(12月22日)	・こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的方針を定める ・少子化社会対策大綱、子供・若者育成支援推進大綱、子供の貧困に関する大綱の3大綱を一元化
令和6年 (2024)	・こどもまんなか実行計画の決定	・こども大綱に基づく幅広いこども政策の具体的な取組を一元的に示したアクションプラン
	・次世代育成支援対策推進法改正	・令和17(2035)年3月末までの時限立法に再延長
	・子ども・子育て支援法等の一部改正(6月5日)	・ライフステージを通じた経済的支援の強化 ・すべてのこども・子育て世帯への支援の拡充 ・共働き・共育ての推進

(2) 岩見沢市におけるこども計画の策定

岩見沢市では、子育て支援施策の総合的な計画として、平成16(2004)年に「いわみざわ次世代育成支援行動計画」、平成27(2015)年には子ども・子育て支援法に基づく「第1期岩見沢市子ども・子育てプラン(岩見沢市子ども・子育て支援事業計画)」(以下、第1期プラン)、令和2(2020)年には第1期計画を継承した「第2期岩見沢市子ども・子育てプラン(第2期岩見沢市子ども・子育て支援事業計画)」(以下、第2期プラン)を策定し、こどもの成長と子育て支援に向けた各種施策を実施してきました。

今回策定する「岩見沢市こども計画」は、第2期プラン策定後に施行された「こども基本法」や「こども大綱」、「こども未来戦略」、北海道が策定する「都道府県こども計画」の内容等を踏まえ、少子化の現状や、国・北海道の動向を反映しながら、第2期プランを継承した新たな計画(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)として、策定します。

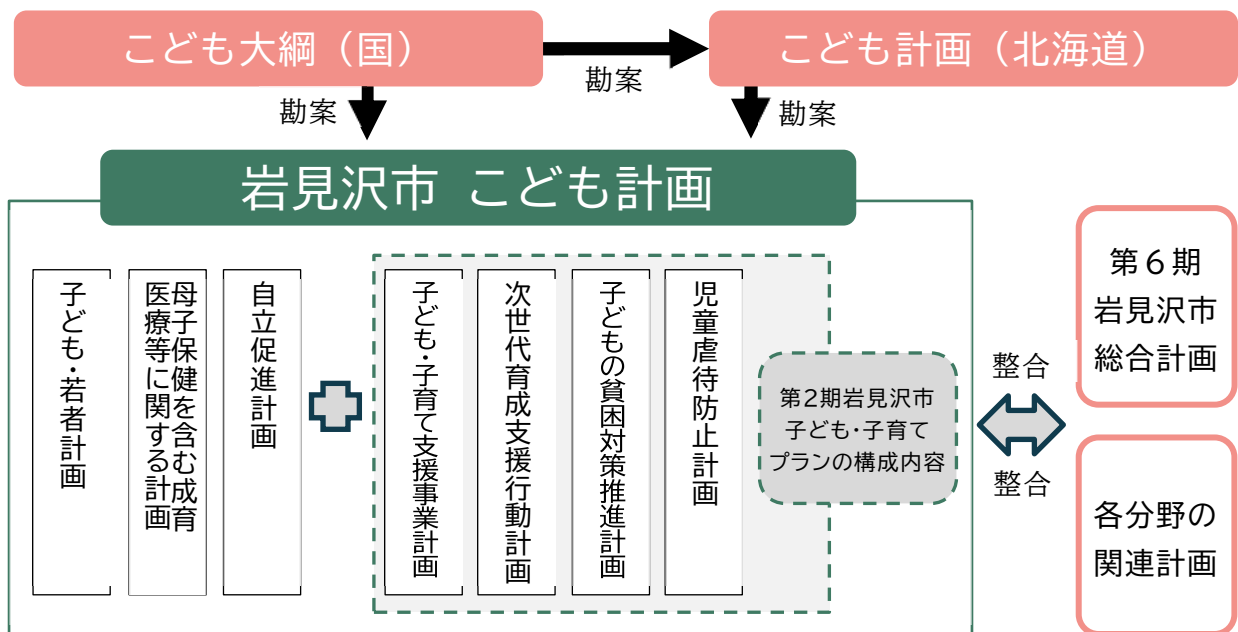
2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ、上位計画・関連計画との関係

本計画は、国の「こども大綱」を勘案し策定しており、「こども基本法」第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置付けています。

なお、本計画は、国際目標のSDGsの理念も踏まえ、第2期プランに内包していた「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「子どもの貧困対策推進計画」及び「児童虐待防止計画」に加えて、「子ども・若者計画」や「母子保健を含む成育医療等に関する計画」、「自立促進計画」を包含したこども分野を一体的に網羅した計画となっています。

また、上位計画である「第6期岩見沢市総合計画（平成30（2018）年度～令和9（2027）年度）」との整合を図るとともに、市の総合戦略や健康福祉・教育分野など各分野の関連計画、北海道で策定中の「都道府県こども計画」との関係にも留意しています。



■ SDGsとは

「Sustainable Development Goals」の略称で、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択された、国連加盟国193か国が平成28(2016)年～令和12(2030)年の15年間で達成を目指す国際社会全体の17の目標です。



こども基本法

(都道府県こども計画等)

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

子ども・若者育成支援推進法

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法

(自立促進計画)

第十二条 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であって母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

次世代育成支援対策推進法

(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

子どもの貧困対策推進法

(都道府県計画等)

第九条 都道府県は、大綱を勘案して、当該都道府県における子どもの貧困対策についての計画（次項及び第三項において「都道府県計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

(2) 計画の期間

本計画の期間は、5年を1期として策定することとされているため、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5年間を計画期間とします。

R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)	R6年度 (2024)	R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度 (2029)
第2期岩見沢市子ども・子育てプラン					岩見沢市こども計画				

(3) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づく岩見沢市子ども・子育て会議の場で協議しています。同会議は、計画策定の後も岩見沢市の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び施策の実施状況（計画の進行管理）について、調査・審議します。

また、同会議とは別にこどもの安全と安心に関する施策など、特に協議の必要な施策について協議するため、専門部会を設置し、その検討結果を計画内容に反映しています。

(4) 市民の意見の反映

岩見沢市こども計画の策定にあたり、子育て中の市民を対象に、子育てに関する意識やニーズ等の動向を把握するため、令和6（2024）年7月に「こども・子育てに関するニーズ調査」を実施しました。

また、同年8月には市内の小中学校及び高等学校の児童・生徒とその保護者を対象とした「生活実態調査」のほか、「一般市民向けアンケート調査」、「事業所向けアンケート調査」も行い、それらの調査から得られたニーズ等を計画内容に生かしています。

①こども計画策定のためのニーズ調査

【調査期間】 令和6（2024）年7月6日～7月29日

【実施方法】 就学前児童（0～5歳）の保護者ならびに小学生（1～6年生）の保護者の中から無作為抽出、郵送による配布・郵送及びWEB回収

【回収結果】

調査の種類	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
就学前児童調査	1,498票	583票	578票	38.6%
小学生調査	1,500票	510票	504票	33.6%
合計	2,998票	1,093票	1,082票	36.1%

②こどもの生活実態調査

【調査期間】令和6（2024）年7月22日～8月5日

【実施方法】学校配布、WEB回収

【回収結果】

調査の対象		配布数	回収数	回収率	マッチング数	マッチング率
小学2年生	保護者	446票	144票	32.3%	-	-
小学5年生	保護者	527票	141票	26.8%	101組	34.9%
	子ども	527票	289票	54.8%		
中学2年生	保護者	563票	106票	18.8%	75組	24.4%
	子ども	563票	307票	54.5%		
高校2年生	保護者	650票	48票	7.4%	25組	29.4%
	子ども	650票	85票	13.1%		
合計	保護者	2,186票	439票	20.1%	201組	29.5%
	子ども	1,740票	681票	39.1%		

③子ども・子育てに関するアンケート調査（一般市民対象）

【調査期間】令和6（2024）年8月1日～8月26日

【実施方法】市広報紙に調査案内を掲載、二次元バーコードを用いたWEBによる回収

【回収結果】

調査の種類	配布数	回収数	有効回収数
一般市民向け調査	35,400票	423票	423票

④子ども・子育て事業所調査

【調査期間】令和6（2024）年8月1日～8月26日

【実施方法】市内の子育て関連事業所を対象に郵送による配布・郵送及びWEB回収

【回収結果】

調査の種類	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
事業所向け調査	52票	39票	39票	75.0%

⑤岩見沢市子ども計画の素案に対する意見募集（パブリックコメント）

【募集期間】令和7（2025）年1月15日～2月4日

【提出方法】意見提出用紙に必要事項を記入し、郵送、ファックス、Eメールによる送付または持参、市ホームページ意見入力フォームより提出

【提出意見】103件（おとな 50件、子ども 53件）

第2章 まちの現状と課題

1. 現状

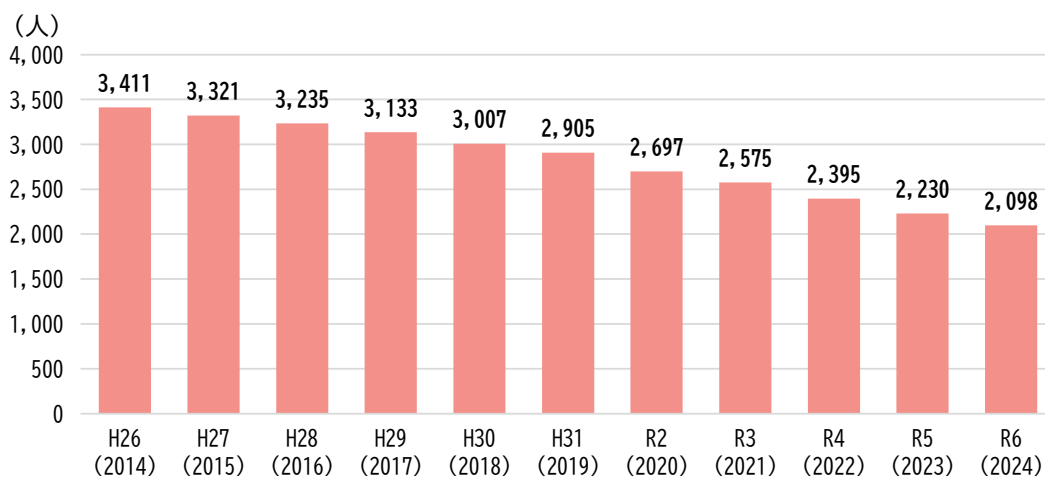
(1) 就学前・小学生児童数の推移

就学前児童（0～5歳）の人口は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの第2期プランの期間中、2,697人から2,098人へと599人減少しています。

また、小学生児童（6～11歳）の人口は、第2期プランの期間中、3,492人から3,054人へと438人減少しています。

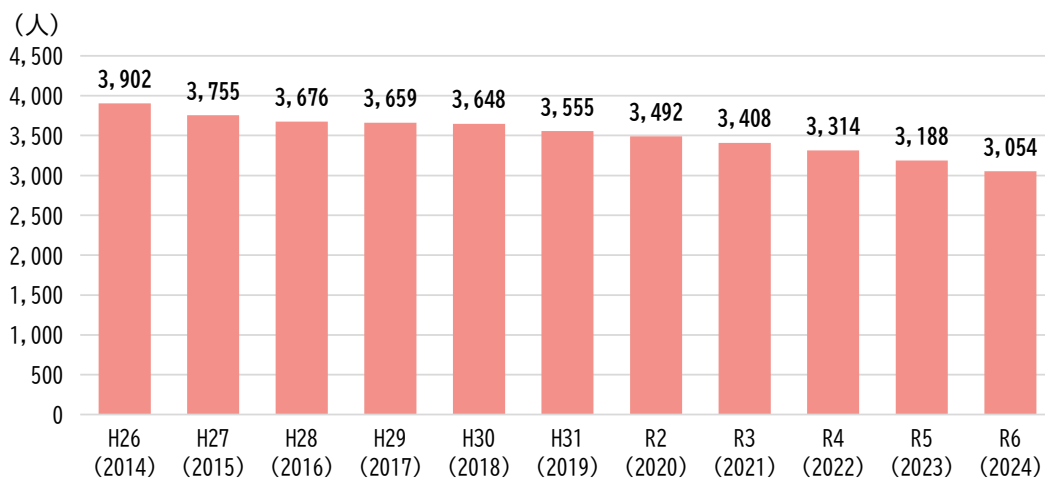
いずれの児童も減少数が増加しており、今後も減少傾向が続くことが予想されます。

<就学前児童数（0～5歳）の推移>



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

<小学生児童数（6～11歳）の推移>



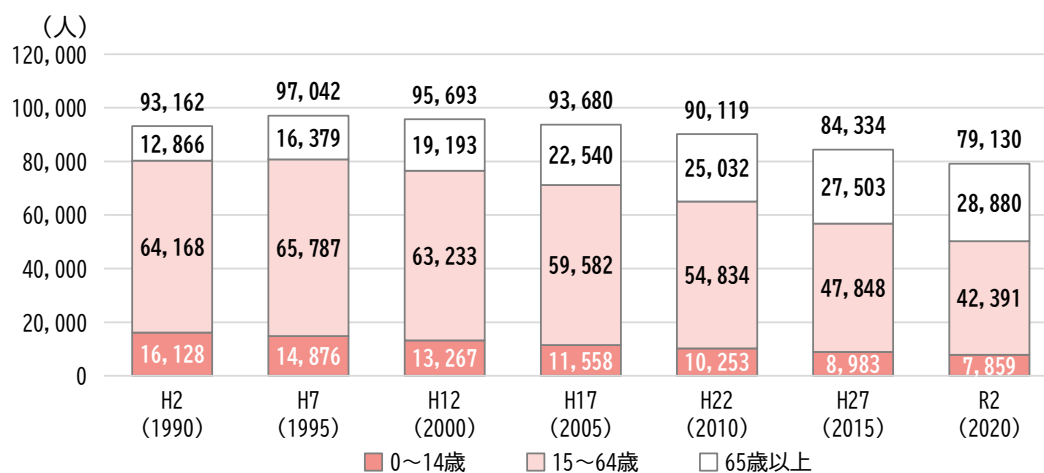
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 少子化の状況

岩見沢市の総人口は、全国と同様に減少傾向が続いており、令和2（2020）年の時点で79,130人（国勢調査、年齢不詳を除く）となっています。平成2（1990）年と令和2（2020）年と比較すると総人口は約14,000人減少しています。0～14歳人口は減少、65歳以上は増加の傾向にあり、さらなる少子高齢化の進行がみられます。

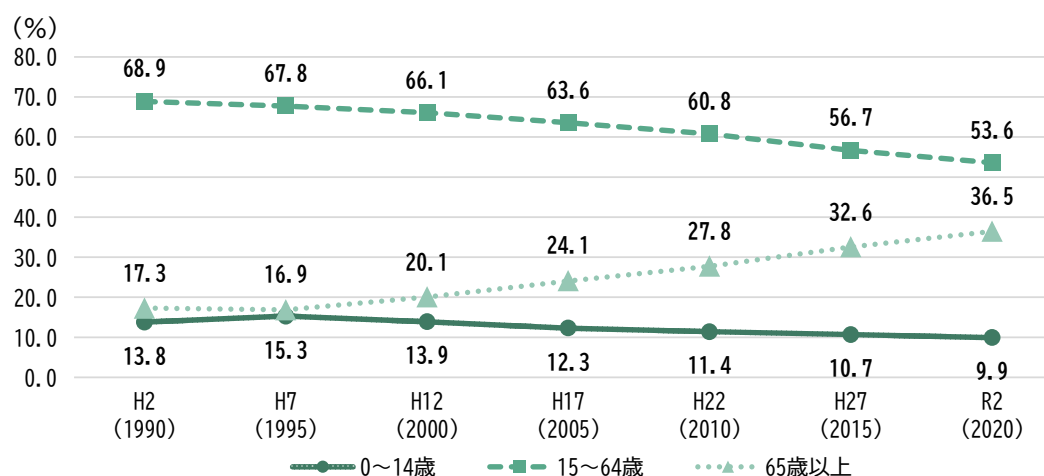
年齢3区分別人口比の推移をみると、高齢化率（65歳以上人口が総人口に占める割合）は35%を超えています。0～14歳は総人口の10%にとどまっています。

<総人口と年齢3区分別人口の推移>



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

<年齢3区分別人口比の推移>



資料：国勢調査（年齢不詳を除く）

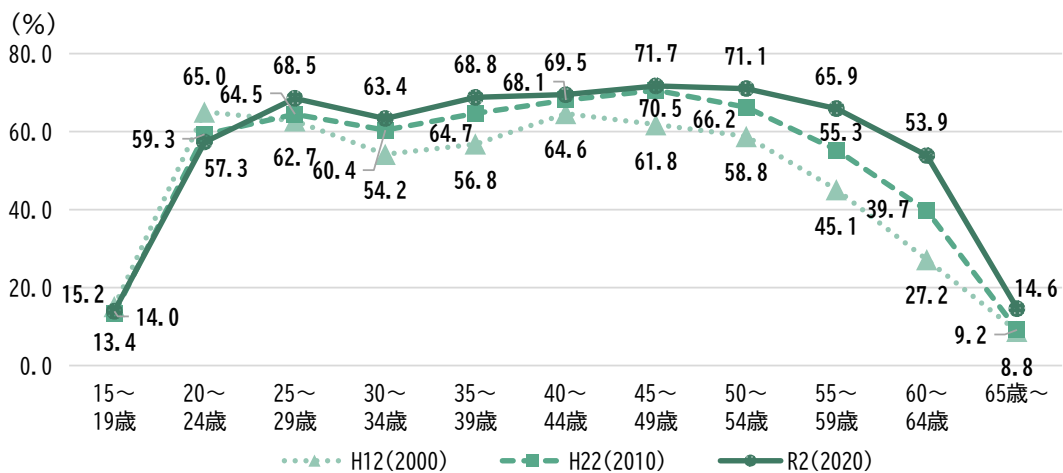
(3) 女性の就業率

これまで、女性の就業率（15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合）については、結婚や出産を機に一旦仕事を辞め、子育てが一段落すると働き始める女性が多いことから、M字カーブを描くことが多くなっていました。

岩見沢市における女性の就業率においても、平成12（2000）年から平成22（2010）年にかけては、緩やかにM字カーブを描いていましたが、令和2（2020）年にはほぼ平らなかたちとなり、こどもを産む可能性が高い25～39歳でも高い就業率を維持するようになりました。

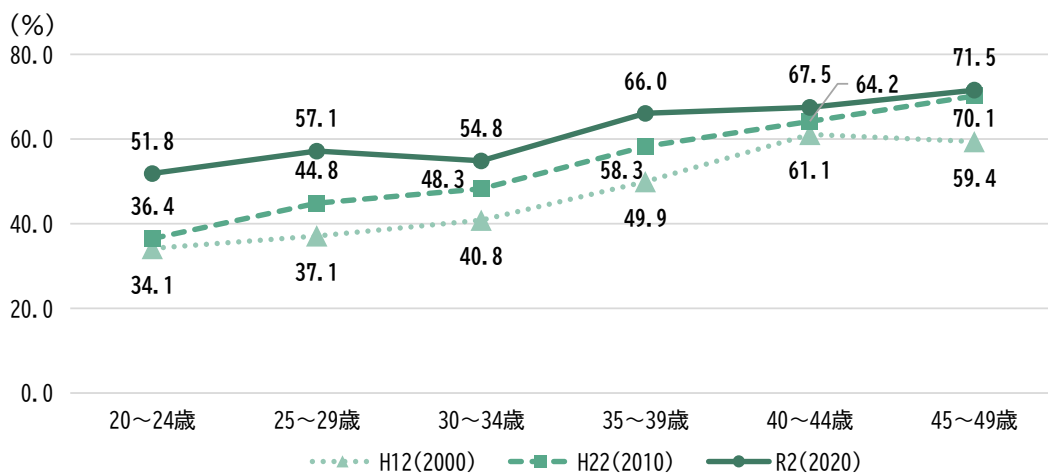
また、子育て期における女性（有配偶者）の就業率の推移をみても、すべての年齢で上昇しており、年齢に関わらず働く女性が増えています。

<女性の就業率>



資料：国勢調査

<子育て期における女性（有配偶者）の就業率>



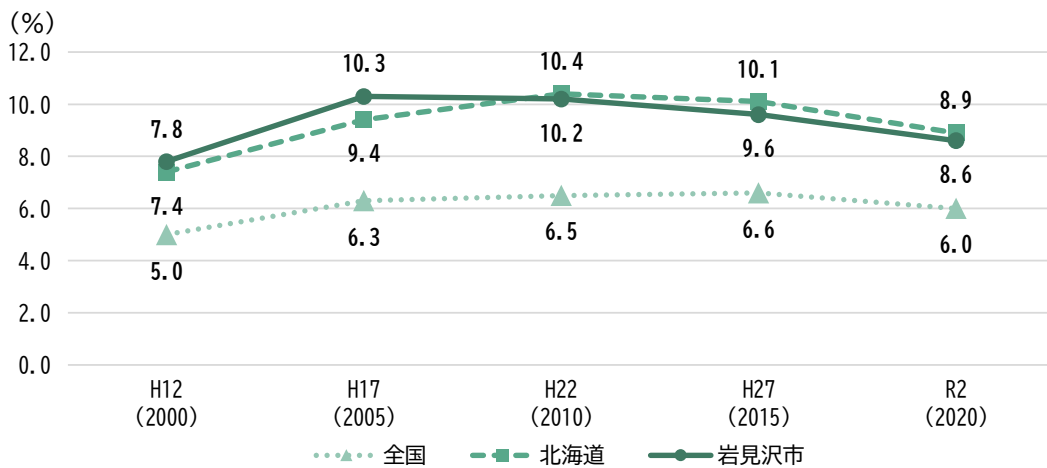
資料：国勢調査

(4) ひとり親世帯の推移

令和2（2020）年の国勢調査によると、18歳未満のこどもがいる母子世帯ならびに父子世帯の数は、全国で64万1千世帯であり、その約90%を母子世帯が占めています。母子世帯の場合、生活に困窮していることが少なくないことから、ひとり親世帯の貧困問題は主に母子世帯の貧困問題であると言えます。

岩見沢市における18歳未満のこどもがいる母子世帯ならびに父子世帯で親族等と同居していない世帯数は、令和2（2020）年では487世帯となっています。また、一般世帯に占める割合で見ると、平成12（2000）年の7.8%から平成17（2005）年に10.3%まで上昇し、その後、令和2（2020）年の8.6%まで減少傾向が続いていますが、全国平均よりもなお高い水準にあります。

<18歳未満のこどもがいる世帯のうち、母子ならびに父子世帯の割合>



資料：国勢調査

(5) 幼稚園等の現状

第2期プランの期間中に2か所の幼稚園が幼稚園型認定こども園へ移行し、1か所の保育所型認定こども園が誕生しています。

令和6（2024）年5月現在、子ども・子育て支援法に基づく幼稚園枠（1号認定）に相当する定員は522人で、1号認定の在園児数は432人となっており、平均の入園率は78.3%となっています。

< 幼稚園等の状況 >

種別	施設名	定員	入園状況 (R6.4.1)	入園状況 (R6.5.1)	実施の保育事業など
幼稚園	よいこのくに幼稚園	90	85	87	・夏休み、冬休み、 春休み期間を含めた 預かり保育
	岩見沢めぐみ幼稚園	120	86	86	
	駒沢幼稚園	150	121	121	
認定こども園	岩見沢ひがし認定こども園(1号)	12	9	13	・未就園児が親子で 集う広場なども実施
	ほろむい認定こども園とことん (1号)	15	11	12	
	栗沢認定こども園(1号)	15	4	4	
	認定こども園岩見沢天使幼稚園 (1号)	75	53	54	
	認定こども園岩見沢聖十字 幼稚園(1号)	75	60	55	
計		552	429	432	入園率 4月 77.7% 5月 78.3%

資料：岩見沢市（令和6年5月1日現在）

※学校教育法に基づく幼稚園教諭の配置基準は「幼稚園設置基準（昭和31年）」により以下のよう
に定められています。

- ・1学級の幼児数は、35人以下を原則（第3条）
- ・各学級に少なくとも専任の教諭、1人を置く（第5条）

(6) 認可保育所等の現状

①入所状況

第2期プランの期間中に1か所の認可保育所が保育所型認定こども園へ移行し、2か所の幼稚園型認定こども園と1か所の小規模保育施設が誕生しています。

令和6(2024)年5月現在の定員は1,201人となっており、平均の入所率は95.3%となっています。

<認可保育所等の状況>

種別	施設名	定員	入所状況 (R6.4.1)	入所状況 (R6.5.1)	備考
認可保育所 (認定こども園も含む)	ふれあい子どもセンター	90	35	35	公立
	栗沢認定こども園(2・3号)	45	35	35	公立
	なかよし保育園	60	66	65	私立
	みその保育園	60	62	62	私立
	日の出保育園	90	98	98	私立
	みなみ保育園	90	93	93	私立
	あかしゃ保育園	60	56	56	私立
	さくらぎ保育園	60	45	45	私立
	西保育園	90	96	95	私立
	中央保育園	90	92	92	私立
	志文保育園	60	66	65	私立
	みどり保育園	60	53	53	私立
	ひまわり保育園	60	59	59	私立
	岩見沢ひがし認定こども園 (2・3号)	60	63	61	私立
	ほろむい認定こども園とことん (2・3号)	90	100	100	私立
	認定こども園岩見沢天使幼稚園 (2号)	30	30	30	私立
認定こども園岩見沢聖十字 幼稚園(2号)	30	25	30	私立	
小規模 保育施設	ぼけっと	19	18	18	私立
	こっころつぼみ保育園	19	18	18	私立
	わくわく保育園	19	19	19	私立
	こっころ保育園	19	16	16	私立
計		1,201	1,145	1,145	入所率 4月 95.3% 5月 95.3%

資料：岩見沢市（令和6年5月1日現在）

※児童福祉法に基づく保育所の保育士の配置基準は「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年）」により以下のように定められています。

【0歳児】3：1 【1歳児】6（令和7（2025）年以降に5人に改正予定）：1

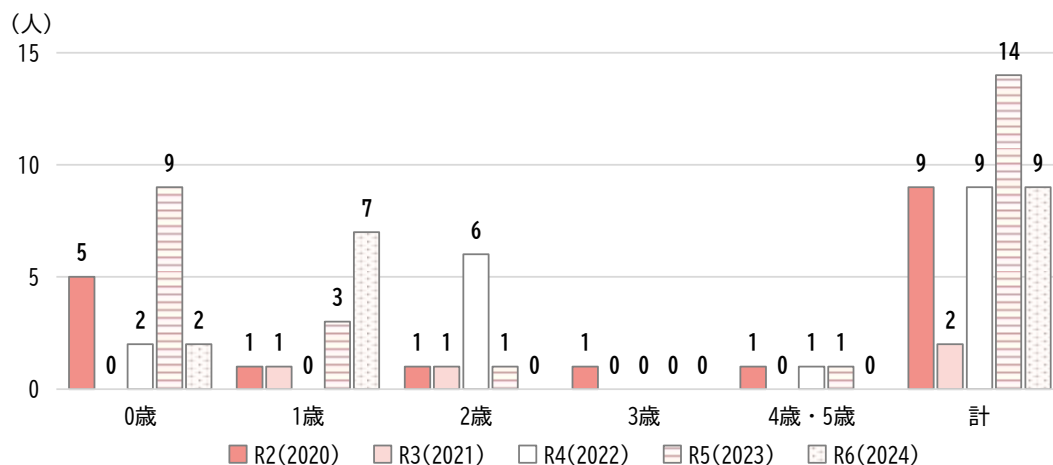
【2歳児】6：1 【3歳児】15：1 【4歳以上児】25：1

②待機児童

第2期プランの期間中は、市内保育所に入所できない待機児童はいませんでした。また、第1期プラン期間中に比べ、特定の保育所を希望して入所を待つ、いわゆる潜在待機は大幅に減少しました。

その数は、令和3（2021）年に2人まで減少ののち、令和5（2023）年には14人まで増加しましたが、令和6（2024）年には9人に減少しています。

<潜在待機の推移>



資料：保育所等利用待機児童調査（各年4月1日現在）

(7) 認可外保育施設等の現状

認可外保育施設等は、第2期プランの期間中に小規模保育施設への移行などにより、減少しています。

へき地保育所は、第2期プランの期間中に2園が閉園し、現在は北村地区のみとなっています。また、認可外保育施設は1園、事業所内保育施設、企業主導型保育施設はそれぞれ2園となっています。

<認可外保育施設等の状況>

種別	施設名	備考
へき地保育所	北村中央保育所	公立、通年
認可外保育施設	特定非営利活動法人七条保育所(休所中)	私立
事業所内保育施設	野宮病院保育所ほのぼの	私立
	岩見沢市立総合病院院内保育園ゆあみっこ	公立
企業主導型保育施設	岩見沢恵比寿保育園	私立
	あおぞら保育園	私立

資料：岩見沢市（令和6年7月1日現在）

(8) 児童館と留守家庭児童対策の現状

放課後児童健全育成事業（留守家庭児童対策）の実施により設置する放課後児童クラブは、厚生労働省令に基づく適正な利用定員と活動面積を確保するため、児童館や学校の余裕教室などを使用することにより実施しています。第2期プランの期間中に1か所が閉鎖となり、令和6（2024）年3月末現在では21か所で開設しています。

利用定員については、40人を1単位とし、施設全体で1,000人となっています。令和6（2024）年3月末現在、1日あたりの平均登録児童数は1202.31人と、登録児童数が利用定員を上回っていますが、高学年を中心に1日あたりの利用児童数は少ないことから、利用児童数と比較した場合、提供体制は確保されている状況となっています。

<放課後児童クラブの利用状況>

クラブ名	利用定員	平均登録児童数	利用児童数/日	うち
				留守家庭児童数/日
日の出児童館	40	69.17	25.26	22.84
鉄北児童館	40	71.59	41.52	31.62
春日児童館	40	86.25	25.33	24.00
美園児童館	80	131.75	66.85	48.36
志文児童館	40	34.42	12.62	9.65
幌向児童館	40	47.00	18.49	14.13
利根別児童館	40	45.75	17.66	14.63
東・栄児童館	40	57.00	25.53	19.97
稲穂児童館	80	146.42	69.72	58.48
上幌向児童館	40	46.34	19.00	15.03
中央児童館	40	46.92	26.30	22.54
北真児童館	40	62.67	31.07	22.12
美園小放課後児童クラブ	40	32.34	14.27	14.27
北村のびのびクラブ	80	57.84	16.21	16.19
日の出小放課後児童クラブ	40	18.75	11.23	11.23
幌向小放課後児童クラブ	40	23.09	9.13	9.13
東小放課後児童クラブ	40	29.75	13.44	13.44
鉄北放課後児童クラブ	80	55.67	14.35	14.12
志文放課後児童クラブ	40	33.84	14.62	14.62
来夢21こども館	40	50.50	19.17	18.04
放課後クラブ「スキップ」	40	55.25	24.48	24.48
計	1,000	1,202.31	20.65(平均)	17.56(平均)

資料：岩見沢市（令和6年3月31日現在）

※放課後児童健全育成事業を担う放課後児童支援員の配置基準は、厚生労働省令「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」（平成26年）をもとに岩見沢市が定めた「岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成27年）で以下のように定めています。

- ・支援の単位（おおむね40人以下）ごとに2人以上
- ・上記「利用児童数/日」及び「留守家庭児童数/日」の計は、1支援単位あたりの平均値

(9) 児童療育の現状

児童療育は、学校における特別支援教育、こども家庭センターにおけるこども・子育て相談や幼児ことばの教室のほか、民間の障がい児通所支援事業所の活動を通して取り組んでいます。

民間の障がい児通所支援事業所は、第2期プラン当初の15か所から5か所増え、令和6（2024）年7月現在、市内20か所となっており、就学児対象の放課後等デイサービスの設置に取り組んでいます。

< 通所支援事業所の状況 >

施設名	所在地	実施事業
オレンジハウス	緑が丘3丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
奏《かなで》	志文町	児童発達支援、放課後等デイサービス
きがる	大和2条3丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
きらく	大和3条4丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
くりあ	3条西10丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
コビットハウス	緑が丘3丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
こんぱす	東山10丁目	放課後等デイサービス
たかさん家	日の出10丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
たよれーる	北2条西11丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
つみき園	11条西3丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
にじいろひろば	東山町	児童発達支援、放課後等デイサービス
ハウルの丘岩見沢	大和1条6丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
ひかり岩見沢5条	5条西10丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
び〜ず	7条東13丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
まるまる	3条西5丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
みなこのキッズ	2条西3丁目	児童発達支援
みなこのジュニア	桜木1条5丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
ラブアリス岩見沢西	8条西17丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
ラブアリス岩見沢東	5条東15丁目	児童発達支援、放課後等デイサービス
りり〜ぶ	9条東5丁目	放課後等デイサービス

資料：岩見沢市（令和6年7月現在）

(10) 育児困難家庭の支援と児童虐待の防止

①児童虐待相談の現状

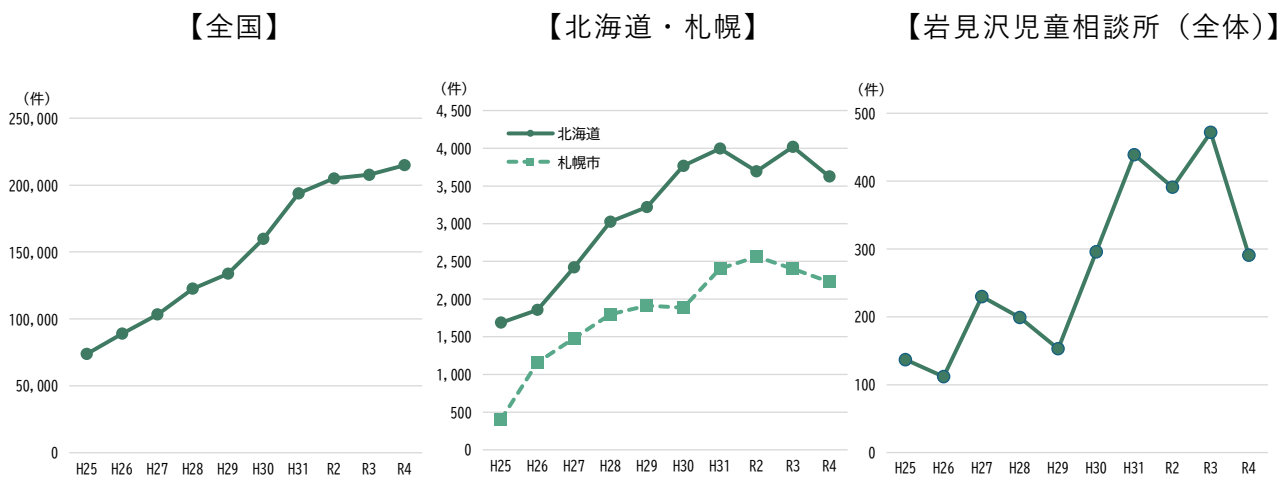
平成12（2000）年に児童虐待防止法が施行されてから、全国の児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、令和4（2022）年には約22万件となっています。特に警察等からの通告が増加しており、これまで明るみに出なかった相談が増えたという見方もでき、警察と児童相談所の連携の強化や社会全体の関心の高まりによるものと考えられます。対応件数の約6割が心理的虐待となっており、こどもが暴力や暴言を見たり、聞いたりすることも虐待であるという社会的認識が定着してきたことを示しています。また、相談が増加した要因として、核家族化や共働きに加え、ひとり親世帯の増加も挙げられます。

北海道全域や札幌市児童相談所の件数も同様の傾向となっており、平成31（2019）年以降は年によりばらつきはあるものの、おおむね横ばいで推移しています。

また、岩見沢児童相談所に寄せられた相談についての対応件数も北海道全域と同様の傾向となっています。

虐待を受けたこどもを始めとする、要保護児童に関する情報の交換や支援を実施するための協議を行う要保護児童対策地域協議会には、虐待とは言い切れないものの、虐待に至るリスクが高い、養育支援を必要とする家庭に関する相談が増えています。

< 児童相談所における児童虐待対応件数の推移 >



資料：【全国】こども家庭庁【北海道・札幌】北海道保健福祉部【岩見沢児童相談所】岩見沢児童相談所

②虐待リスクが高いと思われる家庭

虐待リスクは、保護者、こども、養育環境それぞれにあると考えられています。保護者の身体的・精神的に不健康な状態から起因するものやこどもの発達特性に関するもの、家族構成の複雑さなど様々です。

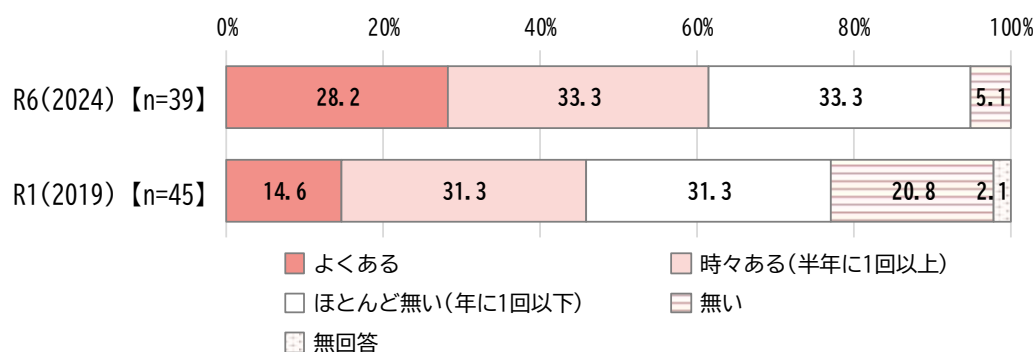
要保護児童対策地域協議会では、虐待リスクが高い家庭について、児童相談所や警察などの関係機関が一堂に会し、具体的な支援策の協議も行っています。

令和6（2024）年8月に実施した、子育て家庭と関わりが深い保育所などの事業所に対するアンケート調査の結果によれば、6割以上の事業所が、虐待リスクが高いと思われる家庭に接することが「よくある」、「時々ある」としています。特に、「よくある」については、第2期プラン策定時と比べて13.6ポイント増加していることから、虐待リスクの高い家庭が表面化していることが考えられます。

虐待リスクが高いと思われる家庭の特徴として、「家の中が汚い、または、こどもが不潔である」、「こどもに発達の遅れが感じられるが、保護者がそのことを受け入れようとしない」が第2期プラン策定時と同様に多く挙げられています。また、「家族構成が複雑である」が第2期プラン策定時と比べて増加していることも特徴の一つです。

そのため、「児童相談所・警察・こども家庭センター（旧子育て総合支援センター）などの連携」、「市と地域・団体等との情報共有」が重要であり、市や地域、団体等は、虐待リスクが高いと思われる家庭に対して、より一層、充実した支援が求められています。

<虐待リスクが高いと思われる家庭に接することについて>



(11) こどもの経済的な状況

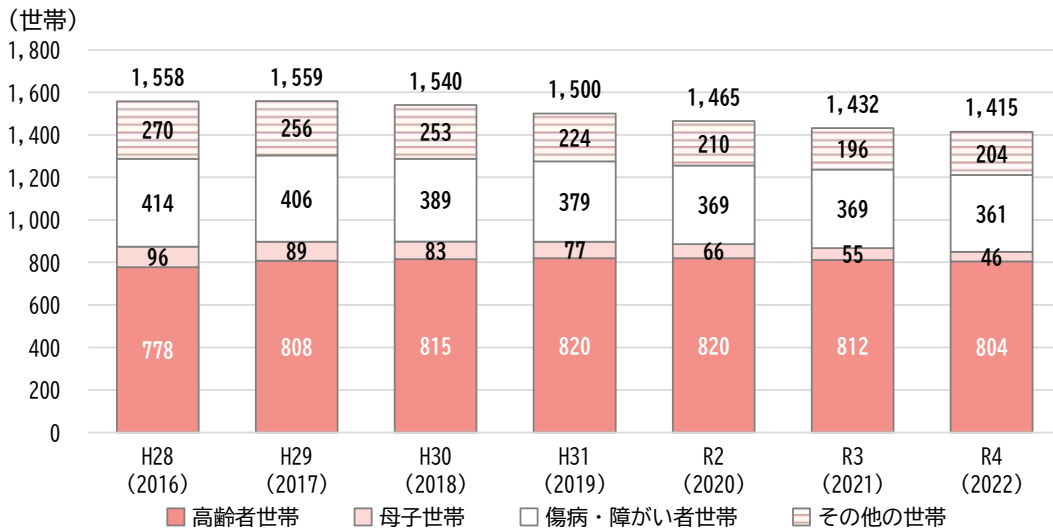
こどもの貧困は、経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、こどものその後の人生に影響を及ぼすとされています。

国では、こうした貧困の連鎖を断ち切るためには、子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要であるとし、平成26（2014）年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を策定しました。

北海道では、「第二期北海道子どもの貧困対策推進計画（令和2（2020）年度～令和6（2024）年度）」を策定し、「相談支援」、「教育の支援」、「生活の支援」、「保護者に対する就労支援」、「経済的支援」の5つの柱に沿って取組を推進しています。

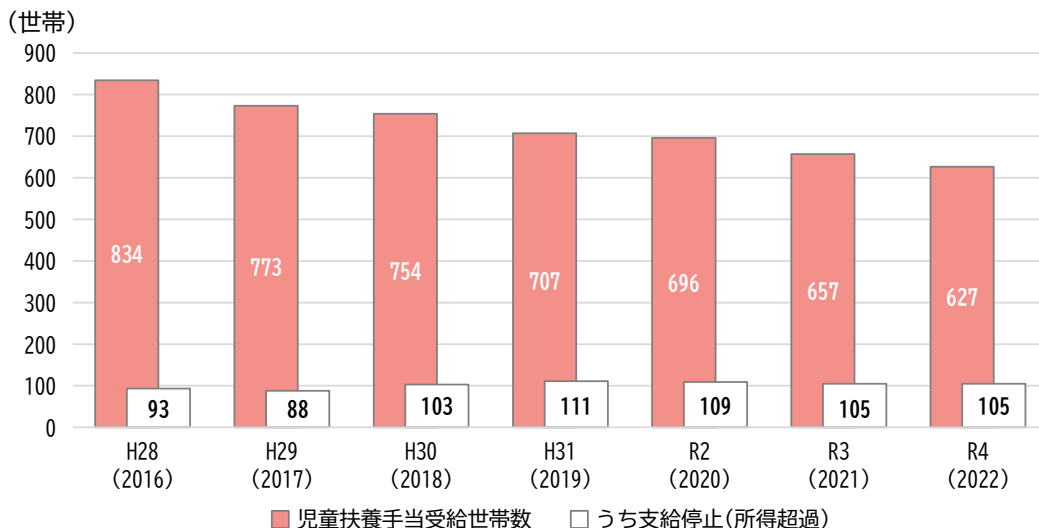
岩見沢市では、こどもの貧困が起こりやすい母子世帯の生活保護被保護世帯数や児童扶養手当受給世帯数については減少傾向が続いています。

<世帯類型別生活保護被保護世帯数（岩見沢市）>



資料：所管事務調査資料（各年度平均）

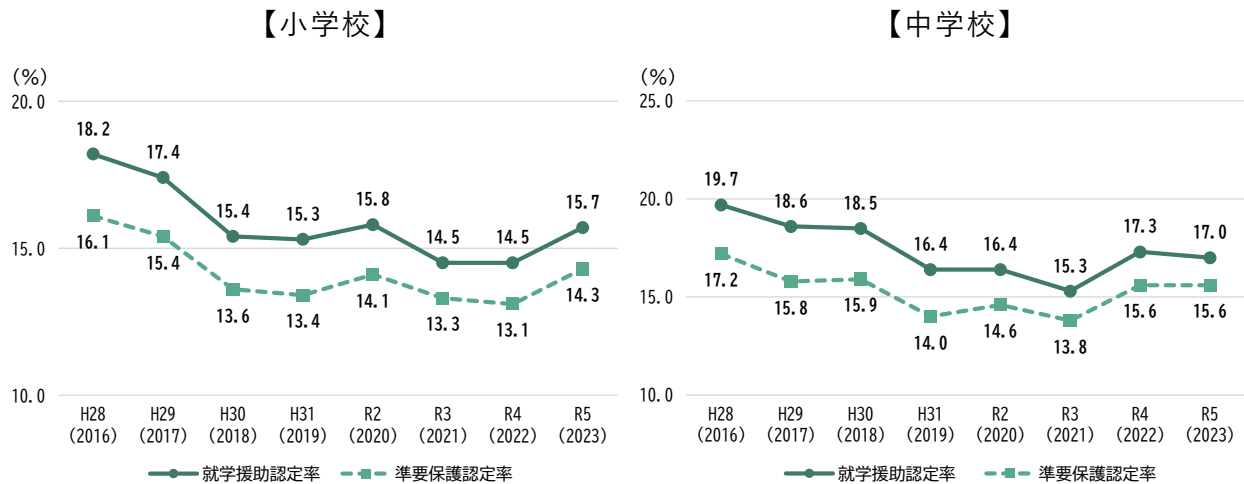
<児童扶養手当受給世帯数（岩見沢市）>



資料：福祉行政報告例（各年3月31日現在）

また、岩見沢市における義務教育段階の教育支援にあたっては、学校教育法第19条に基づく就学援助事業を通して、経済的理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対する学用品費等の援助に取り組んでいます。児童・生徒数全体に占める認定率は、小学校は令和4（2022）年、中学校は令和3（2021）年に最も低下しましたが、その後は増加しています。

< 就学援助認定率の推移 >



資料：岩見沢市（各年3月31日現在）

(12) 学校教育の現状

①小学校・中学校の状況と児童生徒数の推移

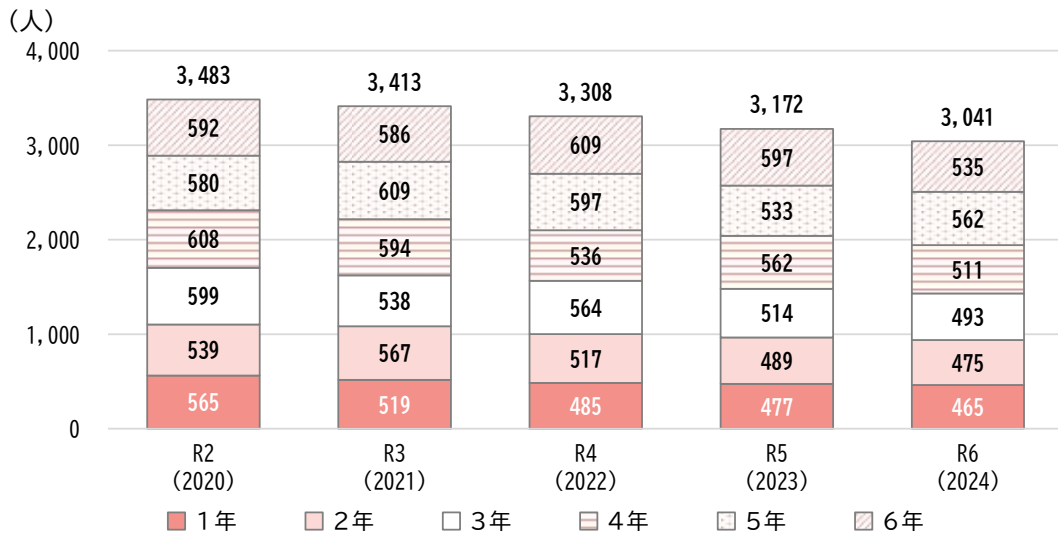
岩見沢市内には小学校14校、中学校9校が設置されていますが、栗沢地区については今後の児童生徒の減少や小規模化に対応した教育環境づくりを目指し、令和7（2025）年4月から栗沢小学校と栗沢中学校を新たに施設一体型の義務教育学校として開校を予定しています。

児童生徒数については、令和2（2020）年度の5,345人（児童3,483人、生徒1,862人）と比較し、令和6（2024）年度には4,803人（児童3,041人、生徒1,762人）と542人（児童442人、生徒100人）減少しています。

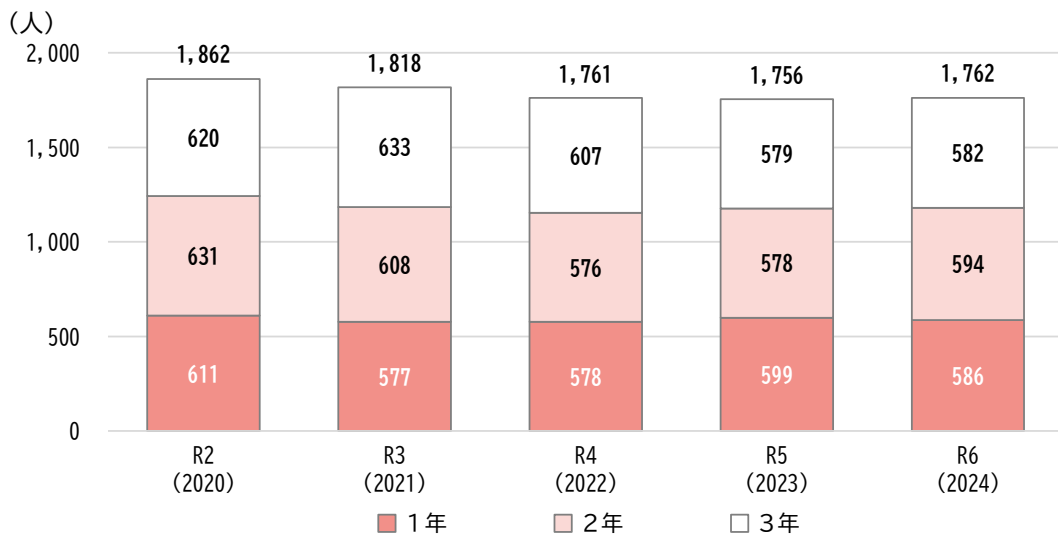
< 小学校・中学校の状況 >

小学校			中学校		
学校名	所在地	開校年度	学校名	所在地	開校年度
岩見沢小学校	2条東6丁目	明治23年 (1890)	東光中学校	5条東14丁目	昭和22年 (1947)
中央小学校	7条西16丁目	明治40年 (1907)	光陵中学校	春日町1丁目	昭和22年 (1947)
南小学校	9条東2丁目	明治39年 (1906)	緑中学校	北本町西2丁目	昭和22年 (1947)
志文小学校	志文町	明治36年 (1903)	豊中学校	幌向南2条1丁目	昭和22年 (1947)
幌向小学校	幌向南2条1丁目	明治37年 (1904)	上幌向中学校	上幌向北1条4丁目	昭和22年 (1947)
東小学校	東町2条7丁目	明治32年 (1899)	清園中学校	志文町	昭和58年 (1893)
美園小学校	美園5条4丁目	昭和45年 (1970)	明成中学校	かえで町1丁目	昭和60年 (1985)
日の出小学校	かえで町2丁目	昭和46年 (1971)	北村中学校	北村中央	昭和43年 (1968)
第一小学校	緑町3丁目	昭和48年 (1973)	栗沢中学校	栗沢町南幸穂	昭和47年 (1972)
第二小学校	上幌向南3条7丁目	昭和47年 (1972)			
北真小学校	稔町	昭和63年 (1988)			
メープル小学校	上志文町	平成11年 (1999)			
北村小学校	北村中央	平成9年 (1997)			
栗沢小学校	栗沢町南幸穂	明治32年 (1899)			

< 児童生徒数の推移 >
【小学校】



【中学校】



資料：岩見沢市教育委員会（各年5月1日現在）

②教育相談・登校支援の取組

教育支援センターでは、児童生徒に対する様々な教育相談や登校支援などを行っています。

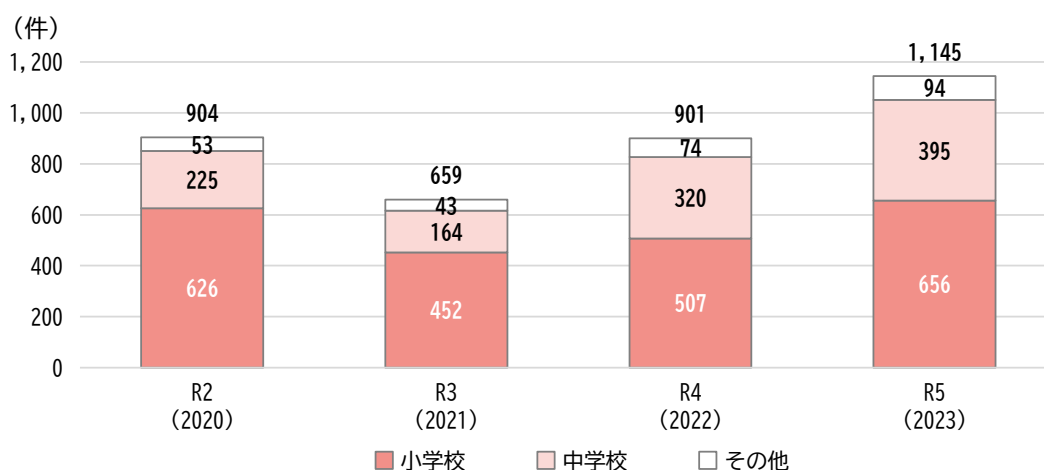
教育相談では、教育支援コーディネーターを窓口として、公認心理士やスクールソーシャルワーカーなど専門職員によりいじめや不登校、家庭問題などで悩んでいる児童生徒や保護者などからの相談に応じ、未然防止や早期対応に向けた支援を行っています。

令和3（2021）年度以降の相談件数は増加傾向にあり、令和5（2023）年度では1,145件となっています。

また、こどもの居場所づくりとして市内2か所に登校支援室を設置し、学習活動や運動、菜園づくりなどの体験活動を行うほか、各家庭と連携した様々な支援に努めています。

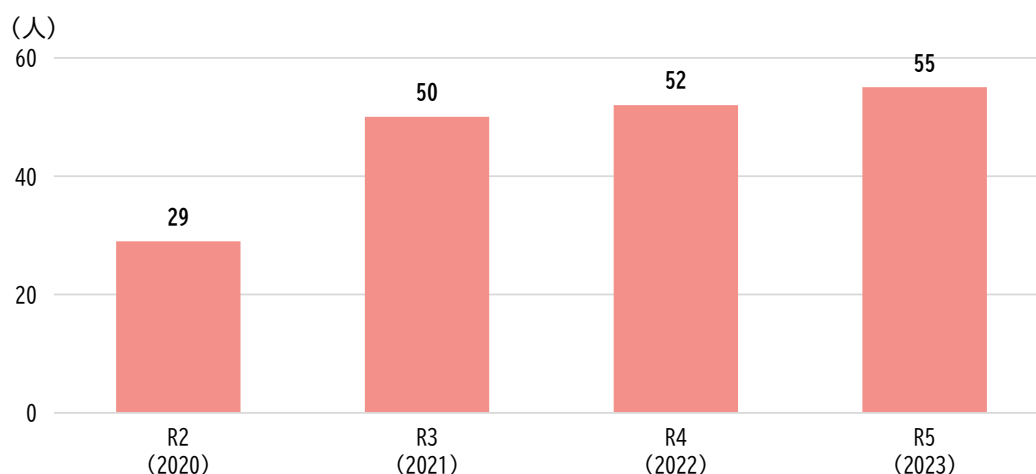
登校支援室の利用状況では、令和2（2020）年度は29人でしたが、令和5（2023）年度には55人の児童生徒が利用しています。

<教育支援センター相談延べ件数の推移>



資料：岩見沢市教育委員会（各年度末）

<登校支援室利用児童生徒数の推移>



資料：岩見沢市教育委員会（各年度末）

2. 第2期子ども・子育てプランの評価と課題

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までを期間とする第2期プランが対象とする子育て支援に関する104事業を評価すると、一部成果を得られなかった12事業と計画期間中に終了した5事業を除き、87事業は計画どおりの成果が得られています。

また、計画期間内には、保育士、幼稚園教諭等の人材確保策の実施、土曜日や学校の長期休業日などに早朝から子どもを児童館等で受け入れるおはようキッズ事業の開始、子どもを対象とする体験活動支援の実施、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児保育の開始、子どもの医療費助成対象の拡大、子育て世帯包括支援センターと市町村子ども家庭総合支援拠点の役割を併せ持つ子ども家庭センターの設置などに取り組みました。

一方、実施できなかった事業は、児童虐待防止の学習会によるネットワークづくりとなっています。これは、子どもと直接関わる専門職員の間で児童虐待に対する問題意識の共有を目的として学習機会などを設けて連携を図るものですが、新型コロナウイルス感染症の影響により学習会を構成する専門職員の調整がつかず、開催が困難となったものです。そのほか、一部成果を得られなかった事業には、コロナ禍のため事業規模の縮小や見直しを行ったものが多くありました。

< 第 2 期岩見沢市子ども・子育てプラン期間内における事業実施状況 >

テーマ		R2-R5該当事業評価				
		A	B	C	D	E
幼児期の学校教育・保育		8		1		
地域子ども・子育て支援事業	(1) 利用者支援に関する事業	2	1			
	(2) 地域子育て支援拠点事業	2				
	(3) 妊婦健診	4	1			
	(4) 乳児全戸訪問事業	2	1			
	(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク事業	2				
	(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ、トワイライトステイ）	2				
	(7) ファミリー・サポート・センター事業	1				
	(8) 一時預かり事業（幼稚園・保育所・その他）	2				
	(9) 延長保育事業	1				
	(10) 病児保育事業	1				
	(11) 放課後児童健全育成（放課後児童クラブ）	3				
	(12) 実費徴収に係る補給給付を行う事業	1				
	(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業	1				
幼児期の学校教育・保育の一体的提供		2	1			
子どもと保護者の健康の確保・増進		9				1
子どもの教育とあそび環境の充実		25	3			3
安心して子どもを産み育てることができる環境整備		9	3			
児童虐待の防止		2			1	
子どもの貧困対策とひとり親家庭の自立支援		8				1
計		87	10	1	1	5

※各事業の評価区分は以下のA～Eとして整理。

A：計画どおりの成果

B：一部成果を得られないものがあった

C：計画どおりに事業遂行できなかった

D：事業に着手できなかった

E：計画期間中に事業が終了した

第2期プラン実施期間中の状況の変化と成果ならびに主な課題として、次の4点が挙げられます。

- 児童数の減少が進み、へき地保育所など保育施設の廃止が進みました。
- こどもを持つ女性の就労が大きく進み、0歳から2歳児の保育ニーズに対応した小規模保育施設が増えました。また、幼稚園を利用するこどもの減少が目立ち、幼稚園は働き方など世帯の状況が変わってもこどもを同じ施設で預かることのできる認定こども園への移行が進みました。
- 地域子ども・子育て支援事業では、期間中に病後児保育施設を廃止し、ファミリー・サポート・センター事業において病児・病後児保育を開始するなど計画を一部変更しながら進めました。一方、児童虐待防止の学習会によるネットワークづくりの実施はできませんでした。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により利用が減少した事業が多くありました。コロナ禍後は、あそびの広場などの市民が自ら足を運び利用する事業では利用者が増加し、コロナ禍前の利用水準に戻る傾向が見られました。一方、産前産後ヘルパーなどの市民の自宅でサービスが提供される事業では利用者が減少したままとりました。

第2期プラン期間中の成果や課題を踏まえ、岩見沢市こども計画の策定に向けた重点課題として、コロナ禍後の保護者意識やニーズの変化などに対応した子育て支援事業の実施のほか、わかりやすい・利用しやすい事業となるよう市ホームページやこども・子育てポータルサイトなどを活用したPRを積極的に行うなど、こども・子育て支援を重点分野と位置づけている「第3期岩見沢市総合戦略」との両輪で取組を進めることが重要となっています。

第3章 こども・子育てに関するビジョン

1. 基本理念

こども計画の基本理念は、第2期プランと同様に「ひとの絆で紡ぐ笑顔の輪」とします。これは、こども・若者、子育てをする人、それを支援する人、地域で生活する人など、みんなが満足するために、どんなまちを目指していくのかを考えて表現したものです。

こども大綱に基づく「こども計画」では、第2期プランと比べ、対象に「若者」が含まれ、新たにこども・若者の権利保障や意見聴取・反映などの取り組むべき事項は増えていますが、基本理念「ひとの絆で紡ぐ笑顔の輪」として目指すまちの姿は変わりません。

ひとの絆で紡ぐ笑顔の輪

こどもをまんやかに

こどもの笑顔は、健やかな成長の証です。にこにこ笑うこどもをまんやかにした毎日を想像してみてください。その笑顔は、子育て中の保護者へ、若者へ、子育てを応援する人へ、地域の人へと、まち全体に広がっていきます。

こどもをまんやかにして、様々な年代、立場の人が、幸せな気持ちになって、笑顔になる。笑顔の輪は、絆を深め、みんなの幸せを紡いでいく。それが、岩見沢市が目指すまちの姿です。

その実現には、すべてのこども・若者が、置かれた環境、家庭状況等に関わらず大切にされ、こども・若者が自分らしく将来にわたって幸せに生活を送ることができること、こども・若者、子育て中の保護者に対するまち全体の支えがあることが大切です。

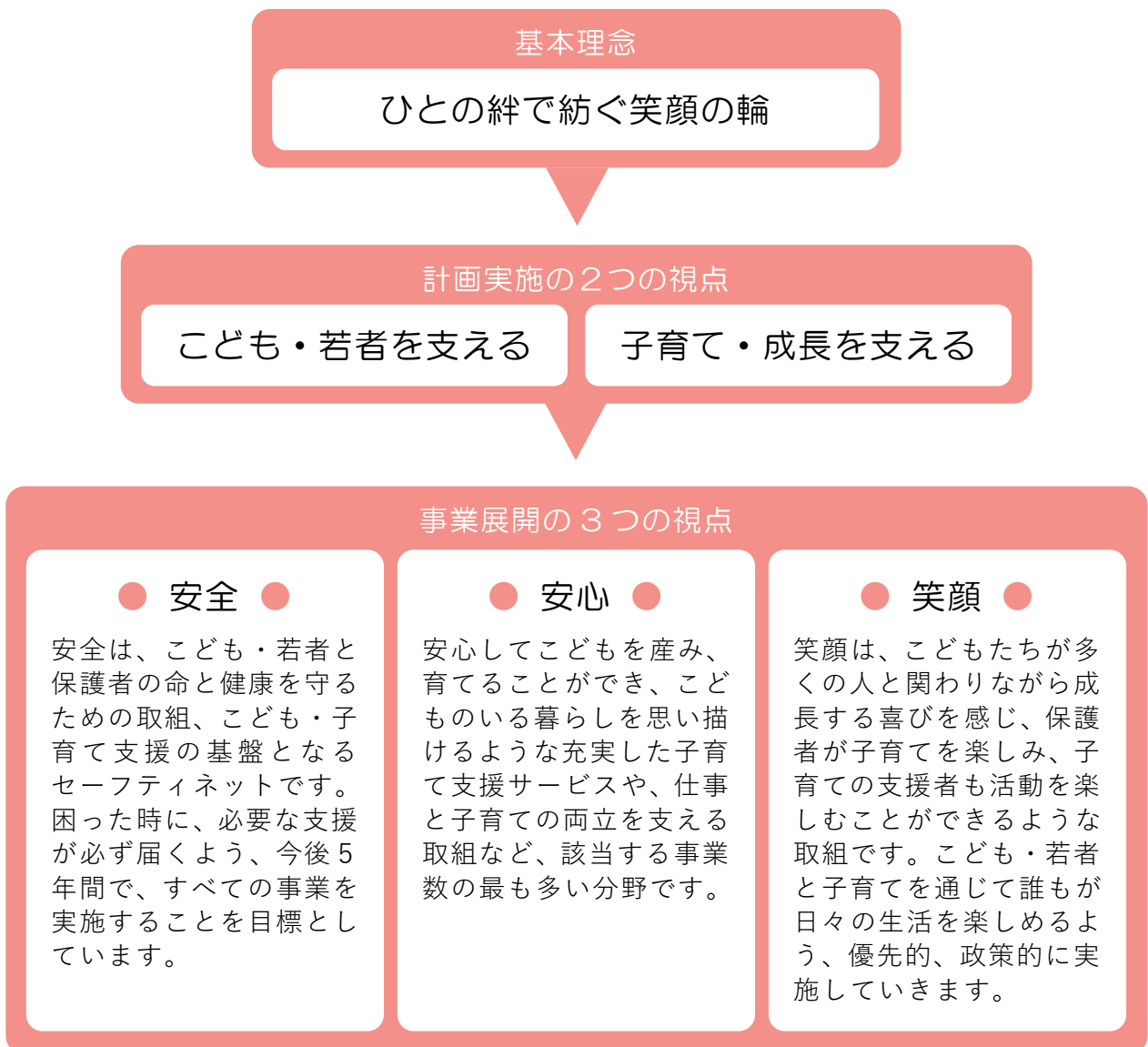
岩見沢市は、こども・若者の育ちや子育てをまち全体で支え、すべての市民がこども・若者の育ちと学び、将来に関心・つながりを持つまちを目指します。

2. 基本的な考え方

基本理念に基づくこども計画の実施にあたり、第2期プランの「子どもを支える」「子育てを支える」にそれぞれ、「若者」「成長」という言葉を加えた2つの視点に着目します。

こども・若者や保護者は、支援され、サービスを受ける側にいるだけでなく、こども・若者の成長や発達に応じて、支援する側にまわることもあります。また、子育ては保護者だけがするものではなく、子育て支援のボランティアや地域住民、こども・若者も関わることができます。地域全体で支えあい、共に成長していけるまち、それが、今後の岩見沢市に必要な視点と考え、表現しました。

支えるためには何を必要としているか、こども・若者、子育て当事者に意見を聴き、対話しながら岩見沢市全体の成長を目指します。



3. 基本目標と事業展開

第2期プランでは、幼児期の学校教育・保育の充実と地域における子育ての支援、こどもと保護者の健康の確保・増進など、次世代育成支援行動計画を兼ね備えたほか、こどもの貧困、児童虐待も課題とし、6つの分野を基本目標として掲げ、施策を推進してきました。

本計画では、令和6（2024）年の法改正により10年間延長となった次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援行動計画を兼ね備えるなど、第2期プランの課題はそのままに、さらに学童期・思春期や青年期における支援、母子保健を含む成育医療に関する支援、ひとり親支援について、新たな課題として追加しました。また、第2期プランにおける6つの基本目標と25の施策を整理し、3つの基本目標と20の施策を設けています。

基本目標 1

こども・若者の権利保障の推進とライフステージを通じた支援の充実 ～だれもひとりにならない～

現在、生きづらさや困難を抱えるこども・若者の問題が深刻化しています。どのような環境に生まれ、暮らしていても、こども・若者が未来への希望を失うことなく、助け合いながら育ち暮らせる環境をつくることが重要です。そのため、こども・若者の権利についての理解を深め、すべてのこども・若者が自分らしさを見出し、成長できるよう、環境の整備に努めます。

また、こどもの貧困対策、障がいのあるこども・若者やヤングケアラーへの支援を充実させるとともに、こども・若者を守るための取組を推進します。

基本目標 2

ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実 ～生まれる前からおとなになるまで～

子育てはこどもの誕生前から始まっており、乳幼児期の後も学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまで続くという認識の下、ライフステージを通じて、社会全体で子育て当事者を支えていくことが大切です。そのため、こども・若者の状況に応じて必要な支援が特定の年齢で途切れることなく、円滑な社会生活が送れるようになるまで支えるよう努めます。

また、青年期における就労を希望する方への支援のほか、自分自身や家族の将来のことを考える機会や環境づくりを推進します。

基本目標 3

子育て当事者への支援の充実 ～地域とつながり、ともに育む～

人口減少、核家族世帯割合の増加などにより、近隣の住民同士のつながり等、地域の中でこどもを見守り、子育てをサポートする機能が弱くなっています。そのため、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、自己肯定感とゆとりを持ってこどもに向き合えるような環境づくりに努めます。

また、子育てや教育に関する経済的な支援や男性の家事・育児の参加、ひとり親家庭への支援などを推進します。

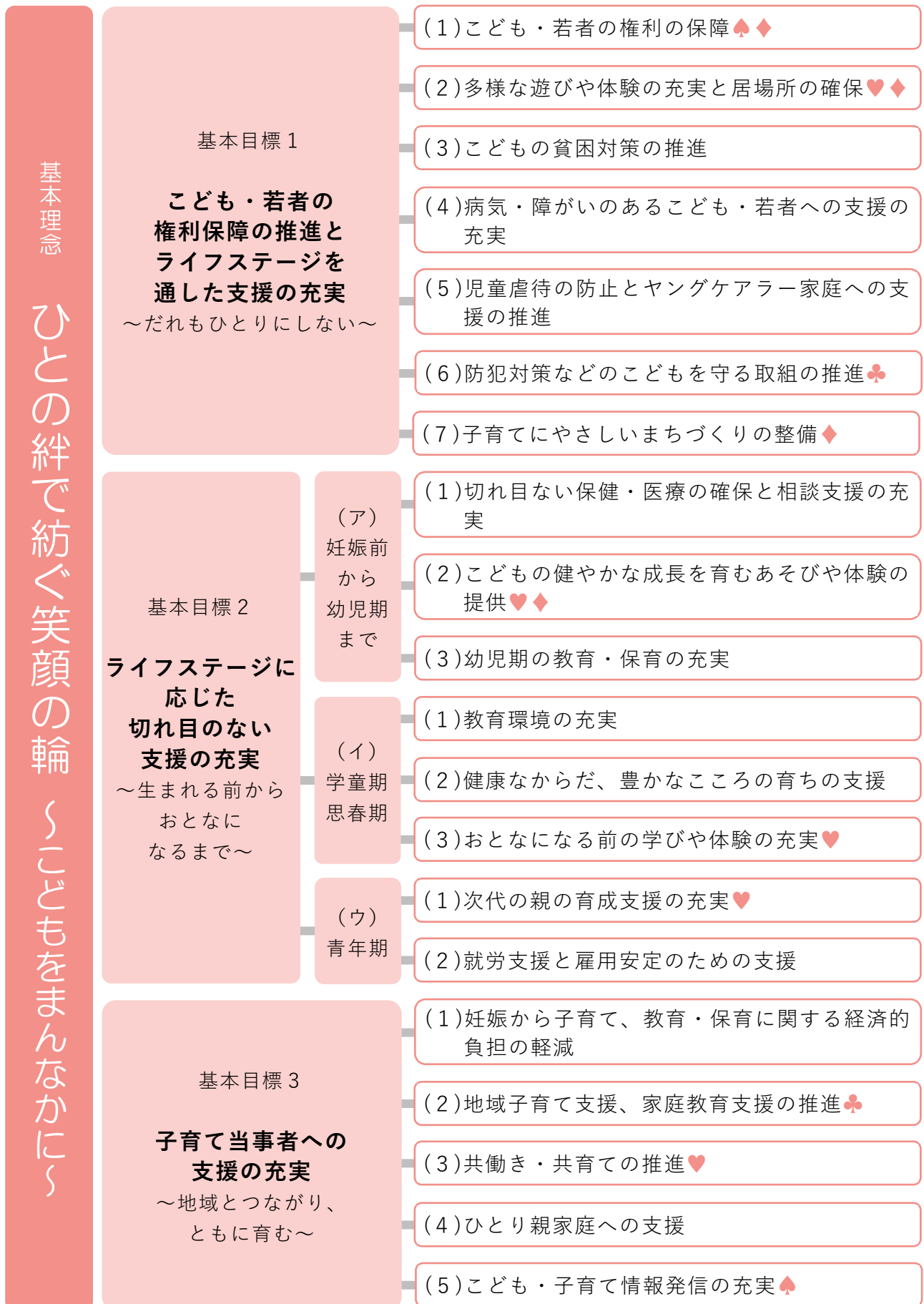
目指すまちの姿

こども・若者の育ちや子育てをまち全体で支え、
すべての市民がこども・若者の育ちと学び、
将来に関心・つながりを持つまち

目指すまちの姿の実現に向けて、3つの基本目標と20の施策を効果的に展開するため、重点的に取り組むポイントとして下記の4つを挙げ、計画期間中の取組を進めます。

1	施策や取組を知ってもらうこと	該当する取組の方向性に ♠
	◎情報発信の強化	
	<ul style="list-style-type: none">・まち全体が知る（こどもの権利に関する周知など）・こども・若者、子育て当事者が知る（市からの情報発信の強化など）・こども・若者、子育て当事者を知る（意思表示や社会参画の内容周知など）	
2	こども・子育てについて興味・関心をもってもらうこと	該当する取組の方向性に ♡
	◎様々な体験の充実	
	<ul style="list-style-type: none">・まち全体が体験する（こども・子育て体験イベントなど）・こども・若者が体験する（乳幼児とのふれあい体験の充実など）・子育て当事者が体験する（子育てに関する教室の充実など）	
3	こども・若者に住みやすいと感じてもらうこと	該当する取組の方向性に ◇
	◎取り巻く生活環境の整備	
	<ul style="list-style-type: none">・居場所づくり・社会参画、意見表明・聴取・反映の機会づくり・こどもまんなかまちづくり	
4	地域で子育てしやすいと感じてもらうこと	該当する取組の方向性に ♣
	◎それぞれの立場から支える	
	<ul style="list-style-type: none">・地域で支えあえる仕組みの構築・民間団体による支援の促進・こども・子育てに関する機運醸成の取組・こども・子育てに関わる人材確保	

体系図【基本理念～基本目標～取組の方向性】



基本目標 1

こども・若者の権利保障の推進とライフステージを通じた支援の充実 ～だれもひとりにしない～



(1) こども・若者の権利の保障 ♠◆

● 現状と課題

- ▶ 平成元（1989）年に国連総会において採択された「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」は、こども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利を持つ主体であることを明確にしました。こどもがおとなと同じように、ひとりの人間として持つ様々な権利を認めるとともに、保護や配慮が必要なこどもならではの権利も定めています。
- ▶ こども大綱では、こども・若者を含むすべての市民が、子どもの権利条約及びこども基本法の趣旨や内容について理解を深めることが重要とされており、こども・若者を多様な人格を持った個として尊重するとともに、その権利を保障し、こども・若者の今とこれからのための最善の利益を図ることが求められています。また、こども・若者が学んだ自らの権利や社会に関する必要な情報や正しい知識を基に、将来を自らが選択できること、自由に意見を発言できることが大切です。そうした意見表明の機会と意見反映の仕組みを構築し、家庭や地域などのまち全体でこども・若者を応援することができるよう推し進める必要があります。

● 今後の方向性

① こどもの権利の普及啓発

- ▶ こども・若者、子育て当事者のほか、広く市民に対してこどもの権利について理解を深めるための普及啓発を進めます。

② 意見表明できる機会づくり

- ▶ こども・若者が地域において意見表明できる機会づくりに努めます。

● 主な施策

- ▶ 子育てポータルサイト等を活用したこどもの権利の周知啓発
- ▶ こども・若者の意見表明機会の創出

(2) 多様な遊びや体験の充実と居場所の確保

● 現状と課題

- ▶ 岩見沢市では、ライフステージに応じた居場所の確保に努めています。
- ▶ 市内には、幼児とその保護者を対象とした地域子育て支援拠点や認定こども園が実施する子育て支援センターが地域に点在しており、安心して気軽に過ごすことができる環境での交流活動や子育て相談などを実施しています。
- ▶ 学童期においては、留守家庭児童を対象とした放課後児童クラブを運営し、支援員等への研修の実施や人材確保に努めるとともに、保育の質の向上に取り組み、利用児童の心身の健やかな成長を支えています。また、学校に行きたくてもいけないこどもの安心できる居場所として、登校支援室を運営し、こども一人ひとりに応じた学習活動のほか、スポーツや調理実習、菜園作りなどの心を元気にする体験活動を行っています。
- ▶ そのほか、こどもが体験活動を通して、豊かな人間性や社会性を身につけるとともに、どの家庭も地域の中で孤立することなく安心して過ごせる機会の提供を目的として、こどもの体験活動を実施する団体などの取組を支援しています。

● 今後の方向性

① こども・若者が安心して過ごすことができる居場所の確保

- ▶ ライフステージに応じ、こども・若者が安心して過ごすことができる居場所の確保に努めます。

② 居場所を支える人材確保と遊び・体験の充実

- ▶ 放課後児童クラブなどの居場所を支える人材の確保に努めます。また、こども・若者の体験活動を実施する団体などの取組を支援します。

● 主な施策

- ▶ 地域子育て支援拠点、子育て支援センターの運営支援
- ▶ 児童館、放課後児童クラブの運営
- ▶ 青少年健全育成の推進（こどもの体験活動事業補助など）

(3) こどもの貧困対策の推進

● 現状と課題

- ▶ すべてのこども・若者の現在及び未来が、生まれ育った環境によって左右されることなく、夢や希望を持って成長できる社会の実現に向け、教育・福祉・労働等の各部門が密接に連携し、教育の支援や生活安定のための支援、保護者の就労支援など、総合的かつ効果的な取組が求められています。
- ▶ 家庭の経済状況は、学習・進学の手機や部活動、地域活動への参加機会において影響を与えるだけでなく、心身の健康や衣食住のほか、前向きに生きる意欲にも影響し、社会的孤立につながる恐れがあります。このため、こども家庭センターが実施する妊婦健康診査や妊婦等包括相談支援、乳児家庭全戸訪問などを通じた切れ目ない相談支援体制により、各施策につなげるための相談支援を実施しています。
- ▶ 教育の支援として、家庭の経済的な状況に関わらず、すべてのこどもに教育を受ける機会を保障し、保護者の教育に対する関心の度合いに左右されず、こどもが貧困の連鎖から脱出できるよう、就学援助や無料の学習支援を実施しています。
- ▶ こども・若者とその保護者の生活支援や就労支援として、生活困窮者自立相談支援の専門機関による相談支援などを通じた生活の安定につながる支援を実施しています。

● 今後の方向性

①切れ目ない支援体制と関係機関の連携の強化

- ▶ こども家庭センターによる妊娠前からの切れ目ない相談支援体制に加え、生活保護や生活困窮者支援の担当部署、要保護児童対策地域協議会、児童相談所などとの連携強化を図り、生活の苦しい状況にあるこども・若者、保護者を早期に把握し、支援につなげる体制づくりに努めます。

②個々の課題に応じた適切な支援の実施

- ▶ こども・若者が安心して自分らしく生きていけるよう、生活、教育、就労などの様々な支援と経済的支援を組み合わせた効果的な支援の実施に努めます。

● 主な施策

- ▶ 保育料の負担軽減
- ▶ 就学援助の実施
- ▶ 生活困窮者自立相談支援、生活困窮者学習支援の実施

(4) 病気・障がいのある子ども・若者への支援の充実

● 現状と課題

- ▶ 岩見沢市では、児童福祉法第33条の20に基づき、令和6（2024）～令和8（2026）年度を計画期間とした「岩見沢市障がい児福祉計画（第3期）」を策定し、地域において必要な各種サービスの計画的な提供に努めています。
- ▶ 子ども家庭センターの相談支援による障がいや発達特性の早期発見・把握に努め、関係機関と連携して必要な支援につなげています。
- ▶ また、幼児期の教育・保育や学童期の学校教育、就労に向けた障害福祉サービスなど、ライフステージに応じた支援について関係機関と情報共有・連携し、障がいの有無にかかわらず、安心して暮らすことができるよう、子どもとその家族に寄り添いながら包括的な支援の実施に努めています。
- ▶ 障がい児だけでなく、医療的ケア児などの専門的支援が必要な子ども・若者とその家族に対する支援体制を強化することも必要です。

● 今後の方向性

①一人ひとりの状況に応じた包括的支援の推進

- ▶ 安心して地域生活を送ることができるよう、子どもの障がいや発達特性、ライフステージに応じた包括的な支援の推進に努めます。

②医療的ケア児に対する支援体制の強化

- ▶ 専門的支援を必要とする医療的ケア児について、幼児期の教育・保育や学童期の学校教育などの場においても安心して支援が受けられるよう、支援体制の強化を図ります。

● 主な施策

- ▶ 児童発達支援の実施
- ▶ 放課後等デイサービスの実施
- ▶ 障害児相談支援の実施

(5) 児童虐待の防止とヤングケアラー家庭への支援の推進

● 現状と課題

- ▶ 岩見沢市では、児童虐待防止対策として、第2期プランに包含した「岩見沢市児童虐待防止計画」を策定し、虐待防止対策の充実、児童虐待への迅速な対応、虐待を受けた子どもと家庭の支援の3つの視点により支援の充実を図っています。
- ▶ ヤングケアラーについて、国では令和6（2024）年6月に子ども・若者育成支援推進法を改正し、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」を支援の対象として明記しています。
- ▶ 岩見沢市は「ヤングケアラー支援は家族支援」を合言葉に、ヤングケアラーだけでなく、その家族を支えるための取組も一体的に考え、実施しています。
- ▶ また、ヤングケアラー家庭への支援にあたっては、子どもと接する機会のある関係機関や地域住民がヤングケアラーに対する理解を深め、地域においてヤングケアラーに気づき、必要な支援につなげることも重要です。

● 今後の方向性

① 岩見沢市児童虐待防止計画のさらなる推進

- ▶ 岩見沢市児童虐待防止計画の3つの視点を基に、こども家庭センターが実施する妊婦等包括相談支援や乳児家庭全戸訪問、養育支援訪問、児童虐待早期発見事業などを通じた切れ目ない相談支援体制とともに児童相談所、病院などの関係機関と連携し、一体的に支援を進めます。
- ▶ 育児疲れやストレスなどの身体的・精神的負担の軽減を図る産前産後ヘルパーやショートステイ、トワイライトステイの利用促進を図り、虐待予防に努めます。

② ヤングケアラー家庭に対する支援体制の強化と認知度の向上・理解促進

- ▶ ヤングケアラー家庭への支援については、岩見沢市要保護児童対策地域協議会において継続した適切な支援を行うとともに、北海道の子ども・若者支援地域協議会や北海道が光が丘子ども家庭支援センターに設置するヤングケアラーコーディネーターと連携し、より効果的な支援となるよう支援体制の強化に努めます。
- ▶ ヤングケアラー家庭への支援を推進するため、地域住民に対してヤングケアラーに関する周知啓発を行うとともに、子どもや教員等を対象とした研修・講座を開催し、地域全体で支援する機運を醸成します。

● 主な施策

- ▶ 児童虐待の早期発見・早期支援の実施
- ▶ 要保護児童対策地域協議会の運営
- ▶ 特別育児支援ヘルパーの派遣

(6) 防犯対策などの子どもを守る取組の推進

● 現状と課題

- ▶ インターネット利用の低年齢化が進む中、子どもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題が起きています。子どもが情報を適切に取捨選択して利用することやインターネットによる情報発信を適切に行うことができるよう、子どもが情報活用能力を身につけることが求められています。
- ▶ 岩見沢市では、インターネットやSNSによる犯罪被害、ネットいじめの防止を目的とした情報モラル教室を各学校で実施しています。
- ▶ また、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策として、小中学生を対象とした情報モラル教室の実施や児童生徒の見守りの推進、小学生への防犯グッズ配布などの啓発活動のほか、交通安全教室や防災に関する出前講座といった体験的な学びを学校などで実施し、地域全体で子ども・若者を守る取組を進めています。
- ▶ いじめ防止のための組織的な取組として、岩見沢市いじめ防止基本方針に基づくいじめ問題対策連絡協議会やいじめ問題専門委員会の設置・運営、非行防止のための青少年センター補導員の活動、自殺予防のための普及啓発活動など、子ども・若者に寄り添った支援を幅広く展開しています。

● 今後の方向性

① 防災・防犯・交通安全教育の推進

- ▶ 子ども・若者が自ら適切な判断ができるよう、引き続き防災・防犯・交通安全教育に取り組みます。また、地域において防犯・防災などの意識向上のための周知啓発活動を推進します。

② 関係機関の連携強化

- ▶ 子ども・若者が有害環境から守られ、安全に暮らすことができるよう、学校・警察・関係団体・地域などとの連携を強化し、子ども・若者を見守る環境づくりに努めます。

③ いじめの積極的認知といじめ見逃しゼロの徹底

- ▶ 全教職員がいじめの定義を正しく理解したうえで、学校が一体となって早期発見・早期対応の取組を推進します。また、教職員が発見・相談・通報を受けたいじめの情報を学校いじめ対策組織において情報共有する手順及び内容を明らかにし、迅速かつ組織的に対応します。

● 主な施策

- ▶ 情報モラル教室の実施
- ▶ 交通安全教室の実施、児童生徒の見守りの推進
- ▶ いじめ問題に対する校内研修の推進
- ▶ 「ピア・サポートプログラム」の実施

(7) 子育てにやさしいまちづくりの整備 ◆

● 現状と課題

- ▶ 国は、こども・若者、子育て当事者が安心・快適に暮らせるように、それぞれの目線に立ち、近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を推進しています。
- ▶ 岩見沢市では、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、地域の様々な立場の方々の意見を反映しながら、利用者の視点に立って道路や公共施設のバリアフリー化を進めています。
- ▶ ベビーカーや車椅子に配慮した舗装など、ユニバーサルデザインの推進を図るため、公共施設の多目的トイレや公園のトイレについて、必要な整備を行っています。
- ▶ 全天候型施設「あそびの広場」のほか、外あそびの環境整備として、こども・若者、子育て当事者を含むすべての地域住民が利用しやすいよう、地域住民の意見を取り入れた公園の整備に努めています。
- ▶ 地域において、こども・若者、子育て当事者同士や地域住民との交流機会を生み出すまちづくりの取組が重要です

● 今後の方向性

①安全な道路環境などの整備

- ▶ こども・若者、子育て当事者にとって安全・安心なまちづくりを目指し、引き続き公共施設や道路などのバリアフリー化を推進します。

②利用しやすいあそび場の充実と維持管理

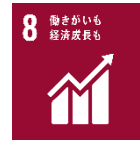
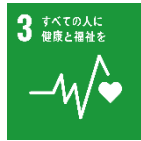
- ▶ こどもと子育て当事者同士の交流の場としてさらに利用しやすくなるよう、全天候型施設「あそびの広場」の充実を図るとともに、地域における世代間交流の場である公園の維持管理に努めます。

● 主な施策

- ▶ 公共建築物のユニバーサルデザインの推進
- ▶ 公園トイレの整備
- ▶ こどものあそび場の整備

基本目標 2

ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実 ～生まれる前からおとなになるまで～



(ア) 妊娠前から幼児期まで

(1) 切れ目ない保健・医療の確保と相談支援の充実

● 現状と課題

- ▶ こども・若者に対する支援は、特定の年齢で途切れることなく、自分らしく社会生活を送ることができるようになるまで続くことが重要とされており、子育て当事者に対して、こどもの誕生前からの切れ目のない支援が求められています。
- ▶ 岩見沢市では、令和6（2024）年4月、母子保健や児童福祉の相談窓口を一元化し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対して一体的に相談・支援を行う「こども家庭センター」を設置しました。保健師、保育士、臨床心理士、言語聴覚士、家庭相談員が常駐することにより、関係機関と連携しながらサービス提供に努めています。
- ▶ 妊娠前の不妊症や不育症の治療費助成、妊娠中の妊婦一般健康診査、産後の母親を支える産後ケア事業のほか、乳児家庭全戸訪問や乳幼児健康診査などの切れ目のない保健・医療の提供に努めるとともに、複数回の面談機会を通して必要な支援が提供できる相談体制を整備しています。
- ▶ また、地域においていつでも安心して医療が受けられるよう、休日・夜間の診療体制を整え、小児救急医療体制の充実に努めています。

● 今後の方向性

①切れ目ない寄り添った支援の充実

- ▶ こども家庭センターが中心となり、こどものすこやかな発育をともに支え、子育て当事者がゆとりを持って子育てができるよう、切れ目のない寄り添った支援の充実に努めます。

②小児救急医療体制の確保

- ▶ こどもの心身の育ちを支援するため、引き続き小児救急医療体制の確保に努めます。

● 主な施策

- ▶ こども家庭センターによる妊娠前から子育て期の育児、健康に関する相談支援の実施
- ▶ 乳幼児健康診査の実施
- ▶ 小児救急医療体制の確保

(2) こどもの健やかな成長を育むあそびや体験の提供

● 現状と課題

- ▶ 地域子育て支援拠点や認定こども園が実施する子育て支援事業などのこどもの育ちを支える場を通して、保育所等に通っていないこどもも等しくあそびや体験の機会を得ることができ、健やかな育ちが保障されることが重要です。また、こうした取組は、子育て当事者が地域の中で孤立することの予防にもつながります。
- ▶ 岩見沢市では、こどもと子育てを応援する子育て支援の拠点である、こども子育てひろば「えみふる」内に全天候型施設「あそびの広場」、常設型親子ひろば「ひなたっ子」を整備し、こどもと子育て当事者があそびを通じて気軽にたくさんの人と関わることができる機会を提供するとともに、様々なイベントを実施し、こどもの成長を支えるあそび・体験の提供に努めています。
- ▶ また、市内14か所の児童館等において定期的に開催する地域親子ひろばや地域子育て支援拠点なども整備しており、こどものあそびや体験のほか、子育て当事者同士の交流や相談の機会としても活用されています。

● 今後の方向性

① こどもの健やかな成長を育む取組の推進

- ▶ こどもと子育て当事者がいつでも気軽に訪れることができる環境において、ともに成長できるよう、こどものあそびや体験、子育て当事者の相談支援の充実に努めます。

② あそびや体験に関する情報発信の強化

- ▶ 地域や家庭環境にかかわらず、こどもが等しくあそびや体験の機会を得られるよう、こどもの育ちを支える場や各種イベントなどの情報発信を強化します。

● 主な施策

- ▶ あそびの広場の運営
- ▶ 常設型親子ひろば「ひなたっ子」、地域親子ひろばなどの親子のあそび・交流の支援
- ▶ 地域子育て支援の推進

(3) 幼児期の教育・保育の充実

● 現状と課題

- ▶ 幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることから、幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で幼児教育・保育の質の向上を図り、こども一人ひとりの健やかな成長を支えることが重要とされています。また、すべてのこどもが格差なく質の高い学びへ接続できるよう、幼児教育・保育と小学校教育の関係者が連携していくことも必要とされています。
- ▶ そうした取組を進めるにあたり、近年、幼児教育・保育の人材確保が大きな課題であり、処遇改善や職員配置基準の改善などを含む人材確保対策が必要となっています。
- ▶ 岩見沢市では、少子化が進行する一方、共働き家庭などの保育ニーズが高まり、幼児教育・保育の需要に大きな変化がみられたため、幼稚園の認定こども園移行を進めるなど、提供体制の確保に努めています。
- ▶ また、延長保育や休日保育、障がい児保育、病児保育の実施に加え、保育所における一時預かりやファミリー・サポート・センター事業、ショートステイなどの実施についても提供体制を整え、多様化する保育ニーズに対応した取組を進めています。
- ▶ 幼稚園、保育所、認定こども園では、地域住民や高齢者施設などとの世代間交流を行うほか、こどもの栄養面やアレルギーに配慮した食育の推進なども、家庭と協力しながら取り組んでいます。

● 今後の方向性

① 幼児教育・保育の適正な提供体制の確保

- ▶ 少子化による入所児童の減少や多様化する保育ニーズに応じて、幼稚園、保育所、認定こども園と連携・協議のうえ、私立園の経営に配慮しながら、公立園を含めた定員変更や統廃合の必要性について検討し、将来を見据えた適正な提供体制の維持に努めます。また、多様化する保育ニーズに合わせて幼児教育・保育の需給バランスを注視し、幼稚園、保育所の認定こども園移行の必要性について検討します。
- ▶ 入所児童は減少傾向である一方、保育人材不足は大きな課題であるため、引き続き保育人材確保の取組を継続します。

② 幼保小の連携の推進

- ▶ こどもの発達にとって重要な、あそびを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼保小の関係者と連携・協働し、岩見沢版「幼保小の架け橋プログラム」の策定・実施に向けた支援を行います。

● 主な施策

- ▶ 未就学児童の保育体制の整備と提供
- ▶ 休日保育の実施
- ▶ 幼稚園運営の支援

(イ) 学童期・思春期

(1) 教育環境の充実

● 現状と課題

- ▶ 国では、令和5（2023）年6月、新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現に向けた「第4期教育振興基本計画」がスタートしました。また、北海道教育委員会においては、北海道が目指す「自立」と「共生」の理念を継承した新たな北海道教育推進計画の下、教育課題の解決に取り組んでいます。
- ▶ 岩見沢市では、教育大綱で示す基本理念に基づき、一人ひとりが持つ可能性を伸ばし、より豊かな人生を過ごせるよう取組を進めています。
- ▶ 小中学校においては、何を学ぶかだけでなく、どのように学ぶのかを重視し、こどもとの対話を通して「教えて考えさせる」授業を展開する「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業づくりを行うとともに、「傾聴・受容・共感」の信頼関係に基づく学習集団づくりにより、確かな学力の向上に努めています。
- ▶ 国が推進するGIGAスクール構想について、岩見沢市においても1人1台貸与したタブレット端末を効果的に活用した授業づくりやデジタル教材等を活用した授業実践と基礎学力の定着に向けた取組を推進し、個別最適な学びと、協働的な学びの一体的な充実に努めています。
- ▶ また、学習塾と連携したオンデマンドによる教科・英検学習や、長期休業中の「学び合い広場」など、多様な学びの場と機会を積極的に提供しています。
- ▶ 教育研究所では、教育環境の充実に欠かせない教員の実践的指導力や専門性など、キャリアステージに応じた資質・能力の向上を図る取組を推進しています。
- ▶ 学校へ行けないこどもに対する支援として登校支援室を運営し、学びの機会と居場所の提供に努めています。

● 今後の方向性

① 学力向上のための取組推進

- ▶ 教職員の指導力などの向上を図りつつ、こどもとの対話を通じたきめ細やかな指導により、学習意欲と学力の向上に努めます。

② 様々な学びの場の確保

- ▶ デジタル教材を活用した授業や学習塾と連携した学習、登校支援室の運営などの取組を推進し、一人ひとりのこどもに寄り添った教育環境づくりに努めます。

● 主な施策

- ▶ 学力向上の取組推進
- ▶ 総合的な学習の時間等における外部人材の活用
- ▶ 登校支援室の運営

(2) 健康なからだ、豊かなこころの育ちの支援

● 現状と課題

- ▶ 学童期は、こどもにとって、身体も心も大きく成長する時期であり、自己肯定感や道徳性、社会性などを育む大切な時期です。自らのことを客観的に捉えた善悪の判断や集団生活の中で自らの役割や責任を自覚し、友人関係を通じて協調性や自主性を身につけていくため、課題に取り組み、達成する成功体験を重ねるなど、自己肯定感を高めることができる環境の整備が必要です。また、芸術文化・スポーツとの親しみは、創造性や感受性を育むとともに、健康増進や達成感などの心身両面に豊かさをもたらします。
- ▶ 岩見沢市では、こどもの豊かな人間性を育成するため、よりよい学習集団づくりにつながるピア・サポートの取組を通して、誰もが自己の成長を実感し、達成感の持てる授業づくりに努めています。
- ▶ また、岩見沢の人・歴史・文化などを学ぶ「ふるさと教育」、命を大切に作る心や他人を思いやる心などを養う道徳教育「心の教育」を通して感性を磨き、自ら学び考える力を育てる取組を進めています。
- ▶ こどもの健やかな身体を育成するため、体育の授業改善と義務教育9か年を見通した体力づくりに取り組み、体力の向上や運動の習慣化を図るとともに、こどもがスポーツや芸術文化に継続して親しむ機会を確保するため、部活動の地域移行を進めています。
- ▶ また、誰もが生涯にわたる楽しい学びとスポーツに親しむ機会として、生涯学習センターを拠点としたいわみざわチャレンジスクールの開催や北海道教育大学岩見沢校と連携したスポーツ教室の実施など、多様な取組の充実を図るとともに、社会参加を促す環境づくりにも取り組んでいます。
- ▶ 学校給食においては、新鮮で安全な地元産食材の積極的な活用や家庭や学校と連携した食物アレルギー対応、美味しさと栄養のバランスへの配慮など、こどもに喜ばれる安全・安心な学校給食の提供に努めるほか、栄養教諭による食育の授業や共同調理所の見学など、こどもの食に対する関心を高める食育の充実にも取り組んでいます。

● 今後の方向性

① こころを育てる取組の推進

- ▶ 自己肯定感を高めるほか、協調性や創造性を育み、豊かな人間性を養えるよう教育内容の工夫や体験活動の充実に努めます。

② からだを育てる取組の推進

- ▶ 健やかなからだの成長を促すため、体力の向上や運動機会の確保に努めるとともに、生きる上での基本となる食育を推進します。

● 主な施策

- ▶ こどもの心の相談医の配置
- ▶ いわみざわチャレンジスクールの実施
- ▶ 楽しいキッズスポーツ教室の実施

(3) おとなになる前の学びや体験の充実

● 現状と課題

- ▶ こども・若者が社会の中で自立し、地域課題の解決に対して、社会の一員として主体的に担う力を発達に応じて身につけることができるよう、主権者教育の取組が重要とされています。
- ▶ 岩見沢市では、中学生を対象とした市議会の理解・関心を深めるための議場訪問や出前授業などの主権者教育を実施しています。
- ▶ また、学校教育において喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育や性教育に取り組むとともに、性の多様性や環境問題、選挙についての出前授業や体験を通じて、社会や地域、自己の課題に対して主体的に考える力を育む取組を進めています。

● 今後の方向性

① 主体的に考える力を育む取組の推進

- ▶ 成年年齢を迎える前に必要となる知識について、関係機関と連携しながら様々な学びや体験の機会の提供に努め、主体的に考える力を育む主権者教育を推進します。

● 主な施策

- ▶ 岩見沢市議会主権者教育の実施
- ▶ 性の多様性に関する啓発の実施
- ▶ 選挙出前講座の実施と選挙物品の貸出

(ウ) 青年期

(1) 次代の親の育成支援の充実

● 現状と課題

- ▶ 岩見沢市では、中学生、高校生などが子育て中の親子とのふれあいや育児体験を通して、こどもを産み育てることについて考えられるよう、幼稚園や保育所、常設型親子ひろば「ひなたっ子」などにおいて中高生等が直接子育てをしている親子と交流できる機会を設けています。
- ▶ また、低出生体重児の減少に向けた取組である「母子健康調査」や、こども・若者が現在のからだの状態を知り、生活習慣の見直しや将来の妊娠・出産や子育て、さらには年齢とともに訪れるからだの変化などに備えて正しい知識を身につけ、自分自身と家族、そして将来生まれてくる赤ちゃんの健康に役立てるための取組である「プレコンセプションケア」について、産学官による北海道大学COI-NEXTの「こころとからだのライフデザイン共創拠点」プロジェクトと連携して進めています。

● 今後の方向性

①次代の親を育成するための体験の充実

- ▶ 中学生や高校生が将来を考える際、妊娠・出産や子育てについても考えることができるよう、乳幼児とのふれあいや保護者から話を聞く機会を設ける取組を推進していきます。

②プレコンセプションケアの周知啓発

- ▶ 産学官及び関係機関と連携しながら、自身のライフデザインに関する「学びの場」の創出などの環境づくりを推進し、プレコンセプションケアの周知啓発に努めます。

● 主な施策

- ▶ 親になるための交流事業の実施
- ▶ 母子健康調査の実施
- ▶ プレコンセプションケアの周知啓発

(2) 就労支援と雇用安定のための支援

● 現状と課題

- ▶ 岩見沢市では、道内有数の食糧供給地域としての役割を果たす農業について、地域社会を支える18歳以上の若い農業後継者の育成・確保のため、必要な研修費用や初期投資の支援を行う新規就農サポート事業を実施しています。
- ▶ また、高校生や大学生の就職の実現を目的としたセミナーや地元企業の魅力を伝える合同企業説明会などを実施し、地域において若者が活躍できる雇用環境の情報発信を行っています。そのほか、自ら創業することを選択した若者を含むすべての市民を対象に、夢を実現するための支援として、創業相談窓口の設置や創業塾の開催などに取り組んでいます。
- ▶ 多様で柔軟な働き方として、若者や子育て当事者を含むすべての市民を対象に、在宅就業に関する研修機会の提供などを行うデジタル人材支援・活躍支援の取組を進めています。

● 今後の方向性

① 就労支援の充実

- ▶ こども・若者が将来において、生活の糧となる就労を支援するため、関係機関と連携しながら新規就農や創業の支援に取り組みます。

② 人材育成の推進

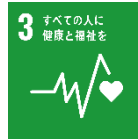
- ▶ 社会において若者が活躍できるよう、セミナーや研修会等を開催し、人材育成を推進します。

● 主な施策

- ▶ 高校生・大学生を対象としたセミナー等の実施
- ▶ 創業の支援
- ▶ 岩見沢市新規就農サポート事業の実施

基本目標 3

子育て当事者への支援の充実 ～地域とつながり、ともに育む～



(1) 妊娠から子育て、教育・保育に関する経済的負担の軽減

● 現状と課題

- ▶ 岩見沢市では、妊娠に関わる不妊・不育症治療費の助成やこどもの医療費助成、幼児期における保育料の負担軽減、学童期における就学援助など、幅広い経済的支援の充実に努めています。
- ▶ 令和5（2023）年10月からは、子育て世帯の経済的な負担を軽減し、こどもの健康増進をさらに図るとともに、切れ目ない支援の実施を目的として、入院・通院にかかる医療費助成の対象を高校生まで拡大しています。また、令和6（2024）年10月からは、医療費助成の対象における所得制限を撤廃し、支援拡充の取組を進めています。

● 今後の方向性

①切れ目ない経済的支援の充実

- ▶ 今後も経済的な不安や負担を軽減し、安心して子育てができるよう、ライフステージに応じた切れ目のない経済的支援の継続・充実に努めます。

● 主な施策

- ▶ 不妊・不育症治療費の助成
- ▶ 児童手当の給付
- ▶ こどもの医療費の助成

(2) 地域子育て支援、家庭教育支援の推進

● 現状と課題

- ▶ 岩見沢市では、子育て中の親子の孤立を防ぎ、子育て家庭の交流や仲間づくりを促す場として、母子保健機能と児童福祉機能を一元化したこども家庭センター、保育所や認定こども園の地域子育て支援拠点、児童館などを活用した地域親子ひろばなどで行事を実施しており、各行事の実施にあたっては、民生委員・児童委員、保健推進員、読み聞かせボランティアなど、地域での活動を担う市民の協力を得ながら取り組んでいます。
- ▶ そのほか、こどもの預かりや送迎について援助を受けたい人と援助したい人が会員となり、地域の会員相互の子育て援助活動を支援するファミリー・サポート・センター事業については、令和4（2022）年4月より病児・病後児も預かりの対象として支援の拡大を図るとともに、援助活動の担い手になるための研修の実施や事業の周知に努めつつ、子育て家庭のサポートを実施しています。
- ▶ また、乳幼児期の発達段階に応じ、家庭教育に関する基礎理解や心身の発達の特徴及び健全やかな成長のための家庭教育のあり方について学ぶ家庭教育学級を実施するなど、家庭教育支援に努めています。
- ▶ こどもの成長は何物にも代えられない喜びです。岩見沢市では、こどもの日々の成長記録や思い出のほか、医療機関の通院歴、こどもの成長・発達で気になることや心配ごとなど、こどもに関わるものを自由に綴ることができる「えみふるふあいる」をすべての子育て当事者に配付しています。こどもの教育・保育、医療の相談などのさまざまな記録を活用しつつ、地域において楽しみながら子育てができるよう、子育て当事者を支える仕組みづくりに努めています。
- ▶ 少子高齢化が進む現在、子育ては家庭だけで担うものではなく、友人・知人のほか、地域と関わりながら行われることがより重要です。地域全体で子育てに取り組むためには市民一人ひとりが、こども・若者の権利やこども・子育て支援に対して関心を持ち、理解する必要があります。

● 今後の方向性

①地域における子育て支援の充実

- ▶ 多くの市民にこども・若者、子育てに関心を持ったもらうため、地域における子育て支援の取組について積極的な周知を図り、ファミリー・サポート・センター事業をはじめとした地域子育て支援の充実に努めます。

②地域とともに育てる機運の醸成

- ▶ こども・若者、子育て当事者が家庭教育を学ぶ機会やイベントを通して、地域において様々な人との交流機会を創出し、地域全体で見守り、支えていける体制を目指します。

● 主な施策

- ▶ 家庭教育の推進（家庭教育学級の実施など）
- ▶ 産前・産後の子育て家庭へのヘルパー派遣
- ▶ 「えみふるふあいる」の普及推進

(3) 共働き・共育ての推進

● 現状と課題

- ▶ 国では、家庭内における育児負担が女性に集中することなく、夫婦が相互に協力しながら子育てし、地域社会全体で応援する社会をつくることが重要とされています。そのためには、男女問わず気兼ねなく育児休業制度を使うことができ、長時間労働の是正や働き方改革によって男性の家事・子育てへの参画を進めるとともに、職場の理解・協力のもと、男女とも仕事と子育てが両立できる環境整備が必要です。
- ▶ 岩見沢市では、子育てをしながら働き続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発や、両立支援に関する各制度の情報提供を行っています。
- ▶ 男女がともに支えあいながら親になる心構えを養う取組として、妊娠中の夫婦を対象としたパパママ教室を実施するほか、未就学のこどもと父親を対象とした親子交流事業「パパといっしょ」を開催し、男性の家事・子育てへの参画意識の向上を図っています。また、地域や学校においてジェンダー平等に関する出前講座を実施し、固定的な性別役割分担意識の解消を図る意識啓発の取組を進めています。

● 今後の方向性

① 仕事と子育てが両立できる環境整備の推進

- ▶ 仕事と子育てが両立できる環境を整備するため、引き続き情報提供するとともに意識啓発に取り組みます。

② 男性の家事・子育てへの参画意識向上の推進

- ▶ 男性の家事・子育てへの参画を促進するため、妊娠中の夫婦や未就学のこどもと父親を対象とした体験・交流事業の実施を継続するなど、男性の参画意識向上を図る取組を進めます。

● 主な施策

- ▶ ワーク・ライフ・バランスの推進
- ▶ ジェンダー平等に関する意識啓発の実施
- ▶ プレママ教室、パパママ教室の実施

(4) ひとり親家庭への支援の充実

● 現状と課題

- ▶ 国では、ひとり親家庭の相対的貧困率が高い水準となっていることから、ひとり親家庭の子育てを支えつつ高い就労率を経済的自立に結び付ける取組や、児童扶養手当等による経済的支援など、ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応した支援を行うことが重要とされています。
- ▶ 岩見沢市では、母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭からの子育て、生活、就労、養育費の確保といった幅広い相談に寄り添った支援に努めています。
- ▶ また、自立支援教育訓練給付金事業や高等職業訓練促進給付金事業により、教育訓練講座受講に係る経費の補助や、資格取得のための修学に係る生活費の負担軽減などの経済的自立を支援する取組のほか、ひとり親家庭の医療費を助成する経済的支援も併せて実施しています。

● 今後の方向性

① ひとり親家庭への寄り添った支援の充実

- ▶ ひとり親家庭の個々の状況に応じた生活支援や子育て支援等について、関係機関と連携し、適切な支援の実施に努めます。

② ひとり親家庭への持続的な経済的支援

- ▶ ひとり親家庭の生活の安定と経済的自立を助けるため、児童扶養手当の支給や、就労支援を推進します。また、ひとり親家庭が安心して医療を受けられるよう、こどもとその保護者の医療費の一部を助成し、健康の増進に努めます。

● 主な施策

- ▶ 母子・父子自立支援員の配置
- ▶ 高等職業訓練促進給付金の支給
- ▶ ひとり親家庭の医療費の助成

(5) こども・子育て情報発信の充実

● 現状と課題

- ▶ 岩見沢市では、こども・子育て支援サービスを必要とする世帯が利用できるよう、こども家庭センターにおいてプレママ教室・パパママ教室、乳幼児健康診査などの機会のほか、SNSを活用した情報発信に取り組んでいます。また、地域で開催する子育て親子ひろばや地域子育て支援拠点の活動を推進し、保護者が抱える悩みに的確に対応できる体制づくりに努めています。
- ▶ 一方、令和6（2024）年7月に実施したニーズ調査において、岩見沢市が取り組むこども・子育て支援サービスの認知度は第2期プラン策定時の調査より低下傾向にあります。また、情報入手手段としてSNSを活用する保護者の割合が高くなっていることから、情報入手手段の変化に対応した情報発信が必要となっています。
- ▶ そういった状況を踏まえ、令和6（2024）年10月に岩見沢市子育てポータルサイトをリニューアルし、必要な方に必要な情報が届くよう、情報発信に努めています。また、産学官による北海道大学COI-NEXTの「こころとからだのライフデザイン共創拠点」プロジェクトとの連携により、こどもの成長記録や予防接種の管理のほか、保健師や管理栄養士にオンラインで相談ができる「すこやか健康手帳」アプリを運用しています。「すこやか健康手帳」アプリにはリニューアルした子育てポータルサイトへの遷移機能を追加するなど、すべての妊産婦・子育て家庭において安全・安心な出産・子育てができるよう、機能強化と情報発信に努めています。
- ▶ また、事業におけるアンケートを実施するなど、当事者の意見を聴く仕組みづくりに取り組んでいます。

● 今後の方向性

① 情報発信の充実

- ▶ ポータルサイトやLINEアプリを積極的に活用し、こどもや子育て当事者のライフステージに応じた情報発信の充実に努めます。

② 相談支援の充実

- ▶ 乳幼児健康診査時や各種事業における相談支援のほか、オンラインによる相談など、当事者の気持ちに寄り添った相談や意見を反映した支援の充実に努めます。

● 主な施策

- ▶ 子育て情報の発信
- ▶ 「すこやか健康手帳」アプリを活用した情報発信・相談支援の充実
- ▶ 教育情報の発信

4. 成果指標

【基本目標Ⅰ】 こども・若者の権利保障の推進とライフステージを通じた支援の充実

指標	現状値	目標値
岩見沢市は「子育てしやすいまち」の回答割合	71.6%	増加
道路や建物のバリアフリー等安全安心な環境整備について「満足している」の回答割合	19.4%	増加
ヤングケアラーの「言葉も意味も知っている」小中高生の回答割合	31.4%	増加
地域の行事や体験活動に「特に参加したくない」の回答割合	51.1%	減少

【基本目標Ⅱ】 ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実

指標	現状値	目標値
合計特殊出生率	単年：0.99 5か年平均：1.13	1.40
待機児童数（4月1日時点）	0人	0人
こども・子育てひろば「えみふる」の利用者数	46,415人	77,000人
乳幼児健康診査受診率	98.4%	100%

【基本目標Ⅲ】 子育て当事者への支援の充実

指標	現状値	目標値
子育てに不安や負担を「感じない」の回答割合	43.5%	50%
こども・子育て支援施策に「満足している」の回答割合	32.8%	35%
この地域で今後も子育てしたいと答えた人の割合	57.8%	65%
地域においてこども・子育てを通じて地域の人とのつながりは「特にない」の回答割合	58.6%	減少
市ホームページやSNS等による子育て支援情報の発信について「満足している」の回答割合	23.7%	増加

第4章 計画の推進

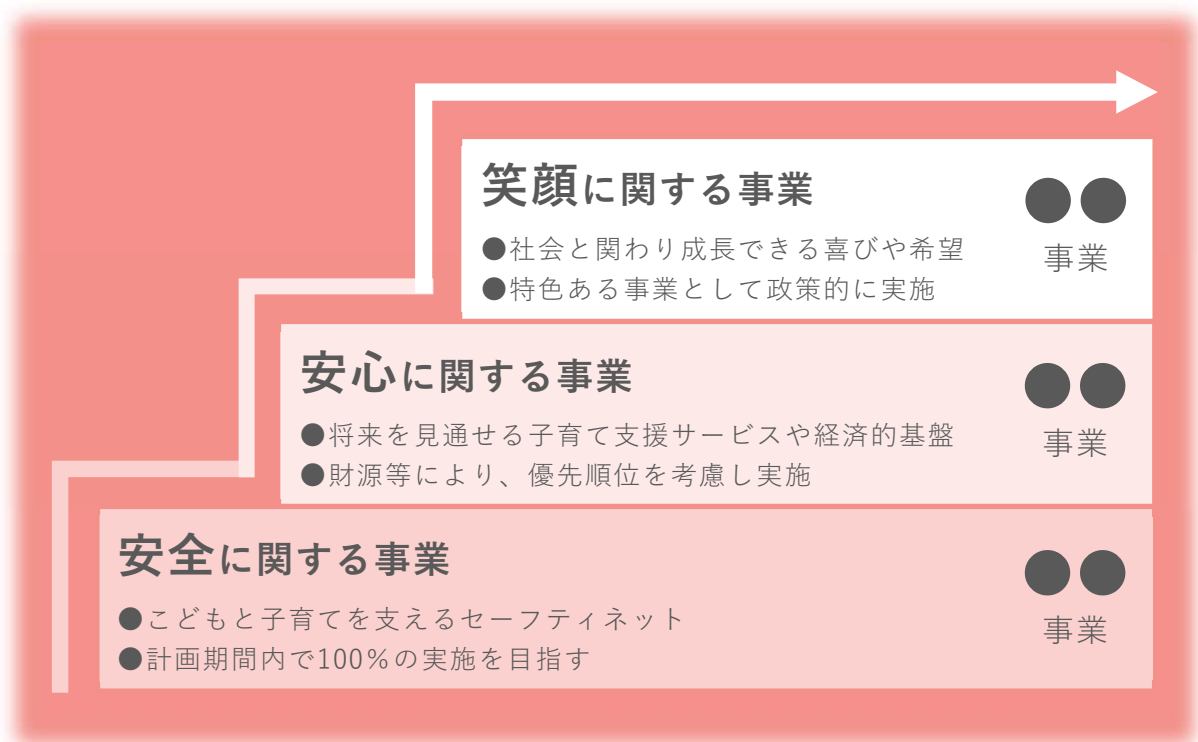
1. 計画の優先順位

本計画で実施する各事業については、第3章の基本的な考え方で示した「安全」「安心」「笑顔」の3つの視点により展開します。

計画の推進にあたっては、こども・子育て支援の基礎となる「安全」に分類される事業から優先的に取り組むとこととします。「安全」に分類される事業は優先度が最も高く、計画期間内の5年間ですべて実施することを目指します。

「安心」ならびに「笑顔」は、財源の確保等様々な観点から、年度ごとに優先順位を判断し、推進することとします。

【こども・子育て支援の3つの視点と優先する事業】



主な新規事業・拡充事業

安全	安心	笑顔
<p>こども誰でも通園制度の実施 月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる乳児等通園支援事業を実施します。</p> <p>児童虐待防止の学習会によるネットワークづくり こどもと直接関わる専門職間の児童虐待に対する問題意識を共有するため、学習機会を設けます。</p>	<p>子育てポータルサイト等を活用したこどもの権利の周知啓発 こどもの権利が保障されるよう、広く市民に対してこどもの権利について理解を深めるための普及啓発を行います。</p> <p>こども・若者の意見表明機会の創出 こども・若者が将来を自らが選択し、自由に意見を発言できる意見表明の機会と意見反映の仕組みの構築に取り組みます。</p>	<p>赤ちゃんとのふれあい体験の実施 若い世代が乳幼児等と触れ合うことで、命の大切さや子育てに関心を持つ機会と、子育て家庭の社会とのつながりの場を提供します。</p> <p>幼保小接続のための支援の実施 幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図る幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の関係者の取組を支援します。</p>

主な継続事業

安全	安心	笑顔
<p>病児保育事業 児童が病児と診断され集団保育が困難な期間、専用スペースで児童を一時的に預かります。</p> <p>ファミリー・サポート・センター事業 育児の援助を受けたい会員と援助を行いたい会員による相互援助活動を支援します。</p> <p>産前産後ヘルパー事業 産前・産後の子育て家庭にヘルパーを派遣し、家事・育児を支援します。</p> <p>産後ケア事業 産後間もない母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するため、助産師による支援を行います。</p> <p>子育て短期支援事業 保護者が就労等で一時的に保育が必要になった場合、児童を児童養護施設等で預かります。</p> <p>生活困窮者自立相談支援事業 生活の困窮により、こどもの養育環境が不安定にならないよう、生活相談や就労支援などを行います。</p>	<p>留守家庭児童対策事業 児童館等を利用し、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を受け入れます。</p> <p>乳幼児健康診査事業 こどもの成長や発達に応じて健康診査を実施し、保護者への育児支援を行います。</p> <p>不妊・不育症治療費助成事業 経済的負担の大きい不妊治療、不育症治療の受診者の治療費の一部を助成します。</p> <p>子ども医療助成事業 乳幼児から高校生等までを対象に医療費を助成します。</p> <p>保育・教育人材確保事業 保育士、幼稚園教諭の採用に取り組む市内保育園等を支援します。</p> <p>ひとり親家庭支援事業 母子・父子自立支援員を配置し、ひとり親家庭等の相談や求職活動などの支援を行います。</p>	<p>あそびの広場運営事業 全天候型施設「あそびの広場」を運営し、安心して子育てできる環境を提供します。</p> <p>ブックスタート事業 赤ちゃんに絵本を贈り、親子が心をふれあうきっかけをつくります。</p> <p>国際交流推進事業 姉妹都市との交流や国際交流員（CIR）による小中学校・保育園訪問などを行います。</p> <p>学力向上対策事業 こどもたちが自ら学び考える力や、豊かな心と健やかな身体を育成するための取組を進めます。</p> <p>こどもの体験活動事業 こどもを対象とする体験活動を支援するとともに、担い手の育成を検討します。</p> <p>生活困窮者学習支援事業 経済的な理由で塾などに通えない中学生に、放課後の学習機会を提供します。</p>

2. 計画の推進体制

本計画の実施にあたっては、国、北海道、福祉や保健、教育など市の各部門のほか、幼稚園、保育所、学校などが連携して取り組むとともに、既存の施設やボランティアなどの人材といった地域資源の活用や、こども・子育て支援に携わる民間団体とも連携し、広い視野を持って計画を推進します。

また、社会情勢の変化に柔軟に対応し、毎年、事業の見直しを行うにあたっては、関係者のほか、こども・若者、子育て当事者の意見を聴き、反映すべき新たな課題についても、積極的に取り組みます。

3. 計画の進捗状況

本計画は、窓口やホームページなどで公開するとともに、計画の進捗状況については定期的に開催する子ども・子育て会議に報告し、毎年度点検・評価を行います。評価にあたっては、こども・若者、子育て当事者の視点に立ち、PDCAサイクル（計画・実行・評価・改善）を通して計画の実行性を高めることを目指します。

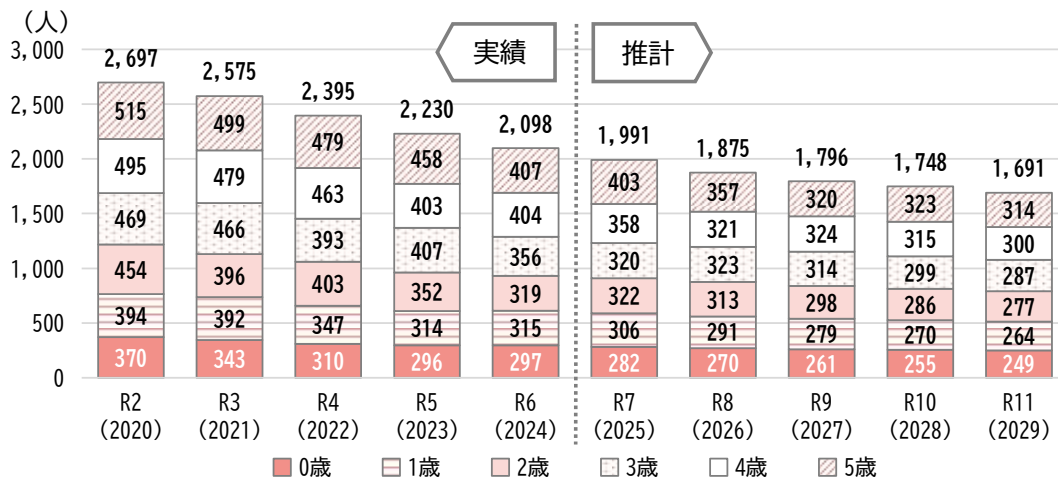
なお、計画期間の中間年を目安として、「量の見込み」や「確保方策」等の計画内容と実態に大きな乖離が生じる場合は、必要に応じて計画を見直します。

第5章 量の見込みと提供体制の確保等

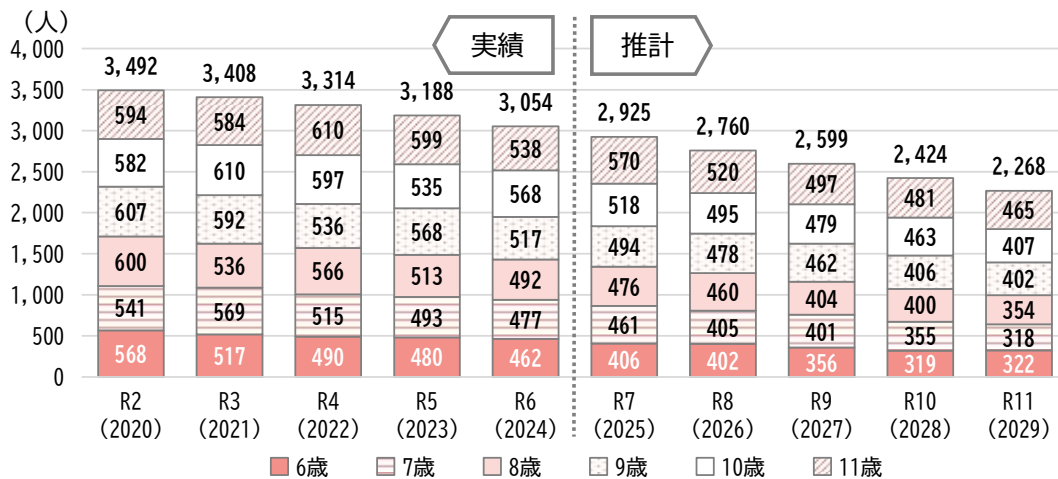
1. 児童人口の予測

住民基本台帳人口ならびに出生率の実績値をもとに児童人口を推計すると、本計画の期間中、就学前児童が300人、小学生が657人、それぞれ減少する見込みとなっており、減少傾向が続くと予想されます。

<就学前児童数（0～5歳）の人口推計>



<小学生児童数（6～11歳）の人口推計>



2. 教育・保育提供区域の設定

教育・保育の提供区域については、市内を分割して考えることはせず、第2期プランと同様に市内を1つの区域として設定します。

3. 幼児期の学校教育・保育の充実

(1) 幼児期の学校教育・保育の量の見込み

本計画の期間中における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み」について、人口推計値をもとに、令和6（2024）年7月に実施した「こども計画策定のためのニーズ調査」の回答及びこれまでの受入実績をもとに推計するとともに、推計した量の見込みに対する「教育・保育の量の見込みと提供体制の確保及びその実施時期」を以下のとおり定めます。

(2) 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保及びその実施時期

1号から3号認定に該当する児童数の見込みに対して、特定教育・保育施設である幼稚園・保育所・認定こども園、特定地域型保育事業である定員19人以下の小規模保育施設、企業が設置する企業主導型保育施設の地域枠や認可外保育施設の受入枠を確保方策として設定しています。

その結果、2号認定では令和8（2026）年度まで受入枠を確保できない設定となりますが、定員の弾力化により保育所及び保育所型認定こども園において認可定員を超えて受入れを行うことで受入枠を確保できる見通しとなっています。また、1号及び3号認定では令和7（2025）年度以降、現在の提供体制で確保できる見通しです。

現在の提供体制維持のため、保育人材の確保に努めるとともに、認可定員を超えての受入れについては各園と連携し、保育の質の低下を招くことのないよう取り組みます。

【幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制】

	令和7（2025）年度						令和8（2026）年度					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育		保育				教育		保育			
	未就学～3歳		0歳	1歳	2歳	未就学～3歳		0歳	1歳	2歳		
量の見込み	237	223	647	133	207	210	220	208	599	127	197	204
確保の方策	253	239	582	133	216	221	253	239	582	133	216	221
特定教育・保育施設	253	239	565	113	169	173	253	239	565	113	169	173
特定地域型保育事業 (小規模ほか)				15	30	31				15	30	31
その他(認可外、企業 主導型ほか)			17	5	17	17			17	5	17	17

	令和9（2027）年度						令和10（2028）年度					
	1号	2号		3号			1号	2号		3号		
	教育		保育				教育		保育			
	未就学～3歳		0歳	1歳	2歳	未就学～3歳		0歳	1歳	2歳		
量の見込み	211	199	574	123	189	194	206	195	562	120	183	186
確保の方策	253	239	582	133	216	221	253	239	582	133	216	221
特定教育・保育施設	253	239	565	113	169	173	253	239	565	113	169	173
特定地域型保育事業 (小規模ほか)				15	30	31				15	30	31
その他(認可外、企業 主導型ほか)			17	5	17	17			17	5	17	17

	令和11（2029）年度					
	1号	2号		3号		
	教育		保育			
	未就学～3歳		0歳	1歳	2歳	
量の見込み	198	187	541	117	179	180
確保の方策	253	239	582	133	216	221
特定教育・保育施設	253	239	565	113	169	173
特定地域型保育事業 (小規模ほか)				15	30	31
その他(認可外、企業 主導型ほか)			17	5	17	17

4. 地域子ども・子育て支援事業

子育て支援サービスの充実にあたり、地域の実情に合わせて実施する地域子ども・子育て支援事業に該当する事業について、令和6（2024）年7月に実施したニーズ調査に基づき量の見込みを算出し、それらに対する確保策を検討すると、岩見沢市において実施するいずれの事業についても提供可能な状況にあります。

（1）利用者支援事業

事業内容

こどもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について情報収集を行うとともに、それらの利用にあたっての相談に応じ、必要な助言を行い、関係機関等との連絡調整等を実施する事業。

市の状況

第2期プランにおいては、国が定める利用者支援事業とは異なる体制でサービスを提供することとしていましたが、令和6（2024）年4月に、これまで別々であった母子保健や児童福祉の相談窓口を一元化し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し一体的に相談・支援を行う「こども家庭センター」を設置し、利用者支援事業を実施しています。

本事業として、保健師、保育士などの専門職員による子育て相談・助言等をこども家庭センターで実施するほか、「えみふる」のあそびの広場利用者に対しても定期的に行っています。また、市ホームページ「子育てポータルサイト」やすこやか健康手帳アプリにより、こども・子育てに関する情報発信を行っています。

提供体制の考え方

本計画の期間中における提供体制としては、保健師、保育士、臨床心理士、言語聴覚士、家庭相談員が常駐し、総合的な相談と支援に取り組む「こども家庭センター型」として、関係機関と連携しながらサービスを提供していきます。

なお、利用者支援事業の1つである地域子育て相談機関の設置については、こども家庭センターにおける利用者支援事業の実施状況や地域ニーズを踏まえながら検討します。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
確保の 方策	こども家庭センター型 (か所)	1	1	1	1	1
	地域子育て相談機関 (か所)	-	-	-	-	-

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

市の状況

地域子育て支援センターは、認定こども園や保育所で開設しており、子育て親子の交流や子育てに関する講習会などを実施しています。

こども家庭センターでは、こどもから離れて参加できるリフレッシュ事業、父と子を対象にした講座も開催しています。

また、市内14か所の児童館等で開催している地域親子ひろばは主任児童委員が中心となり、就学前の親子が遊びを通して交流する機会を設け、育児の支援にあたっています。常設型親子ひろば「ひなたっ子」では、子育て中の親子に交流の場を提供しています。

提供体制の考え方

地域子育て支援拠点は、本計画の期間中、公立2か所、私立2か所で実施しており、現在の提供体制でサービスを確保できる見込みです。そのほか、認定こども園における子育て支援事業（子育て支援センター）も5か所で実施されており、子育て中の親子の交流の場が広がっています。

また、常設型親子ひろば「ひなたっ子」は、引き続きボランティアの協力を得て継続していきます。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み(人)	13,180	13,116	13,046	13,034	13,062
確保の方策(か所)	4	4	4	4	4
類似事業数(か所)	5	5	5	5	5

(3) 妊婦健康診査事業

事業内容

妊娠の届出があった妊婦に対し、健康診査等を妊娠前期、後期、産後1か月までの期間に専門の医療機関に委託して実施し、妊産婦の健康保持・増進を図る事業。

市の状況

母子健康手帳は随時交付し、全妊婦に対して妊娠届出時と妊娠後期の2回の面接により、体調等の確認、相談を行っています。産後も切れ目ない支援を行うため、妊婦健康診査14回に加えて産婦健康診査2回の助成を行い、医療機関と連携しながら支援を行っています。

提供体制の考え方

医療機関において実施しており、現在の提供体制で本計画の期間中も確保できる見込みです。

また、出産後も産後ケア等の支援を通して身体的、心理的な不安解消に取り組んでいきます。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	受診票交付件数(件)	275	262	251	241	232
	健診回数(件)	3,244	3,128	3,030	2,952	2,875
確保の方策	受診票交付件数(件)	275	262	251	241	232
	健診回数(件)	3,244	3,128	3,030	2,952	2,875

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業内容

保健師または助産師が、生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、乳児の発育・母親の健康状態を把握し、指導や助言、情報提供を行うことで、育児不安を解消するとともに孤立化を防ぐことを目的とした事業。

市の状況

養育支援訪問事業と合わせてすべての家庭を訪問しています。相談には常時、保健師や管理栄養士等が対応できる体制をとり、助言等を行っています。また、すこやか健康手帳アプリを活用した利便性の高い専門的な相談体制をとっています。

提供体制の考え方

現在の提供体制で本計画の期間中もサービスを確保できる見込みです。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	訪問件数(件)	181	173	166	161	156
確保の方策	訪問件数(件)	181	173	166	161	156

(5) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業内容

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保するほか、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携強化を図る事業。

市の状況

妊娠届時の面談や出産病院からの連絡などを通じて、ハイリスク妊産婦やこどもを早期に把握し、保健師等がその家庭を定期的に訪問するほか、必要に応じて要保護児童対策地域協議会が支援方法を協議するなど、こどもの安全を守る取組を進めています。

提供体制の考え方

こども家庭センターが児童相談所など関係機関と協力し、養育支援の必要な家庭を対象に取り組む体制を継続します。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	訪問件数(件)	151	153	156	160	164
確保の方策	訪問件数(件)	151	153	156	160	164

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業内容

保護者が、疾病等の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった児童を児童養護施設等において、養育する事業。短期間の宿泊でこどもを預かるショートステイと平日の夜間などに一時的にこどもを預かるトワイライトステイがある。

市の状況

児童養護施設「光が丘学園」のほか、市内の里親と委託契約し、出産や看護、出張のほか、育児疲れやストレスに係る休息としての活用や児童虐待防止を目的とした緊急的な利用等に対応しています。

提供体制の考え方

児童養護施設ならびに里親と契約し、本計画の期間中も希望者を受け入れることができる見込みです。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	延べ利用者数(人日)	148	140	134	131	127
	【短期入所】 延べ利用者数(人日)	131	124	119	116	112
	【夜間養護】 延べ利用者数(人日)	17	16	15	15	15
確保の 方策	【短期入所】 延べ利用者数(人日)	212	212	212	212	212
	【夜間養護】 延べ利用者数(人日)	28	28	28	28	28

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

事業内容

地域において、児童の預かり等の援助を希望する人と、援助を行う人との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

市の状況

平成30（2018）年10月から、こども・子育てひろば「えみふる」と同じ建物内に事務所を設置し、会員の募集や交流事業を実施するほか、提供会員宅やあそびの広場等において行う援助活動を支援しています。

提供体制の考え方

現在の提供体制で本計画の期間中も確保できる見込みです。引き続き事業の周知に努めるとともに、講習会の開催により、会員の確保を図っていきます。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用想定人数(人日)	393	348	312	314	306
確保の方策	利用想定人数(人日)	520	520	520	520	520

(8) 一時預かり事業

事業内容

保護者が病気等で一時的に育児が困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業。

市の状況

市内2か所(公立・私立)の認可保育所で事業を実施しています。また、市内5か所の認定こども園と3か所の私立幼稚園では、在園児を対象に預かり保育を行っています。

提供体制の考え方

公立・私立の保育所における提供体制を維持し、本計画の期間中も確保できる見込みです。また、すべての認定こども園と幼稚園において、幼稚園終了後、在園児の預かり保育を実施します。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	利用想定人数(人/日)	25,659	24,246	23,287	22,601	21,763
	幼稚園等の預かり保育 (人/日)	25,602	24,192	23,235	22,551	21,714
	保育所の一時預かり (人/日)	57	54	52	50	49
確保の 方策	【認定こども園・幼稚園】 実施か所数(か所)	8	8	8	8	8
	【保育所】 実施か所数(か所)	2	2	2	2	2
	【認定こども園・幼稚園】 利用想定人数(人/日)	191	191	191	191	191
	【保育所】 利用想定人数(人/日)	25	25	25	25	25

(9) 延長保育事業

事業内容

保育認定を受けたこどもについて、保育標準時間（11時間）または保育短時間（8時間）の利用時間の前後の時間において、保育を実施する事業。

市の状況

延長保育は、市内すべての認可保育所と認定こども園で実施し、希望する児童が利用できています。

提供体制の考え方

市内認可保育所と認定こども園において、今後も各認定区分に対応する保育時間を超えて保育が必要な世帯を対象に、現在の提供体制で本計画の期間中も確保できる見込みです。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用想定実人数(人)	400	388	379	372	365
確保の方策	利用想定実人数(人)	500	500	500	500	500
	実施か所数(か所)	17	17	17	17	17

(10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

事業内容

こどもが病気の時や病気の回復期にあるため、保育所での集団保育ができない時などに、専用の施設で一時的に保育を行う事業。

市の状況

病児保育施設 1 か所、ファミリー・サポート・センター事業所 1 か所で事業を実施しています。

提供体制の考え方

病児保育施設において 1 日あたり 3 人、ファミリー・サポート・センター事業所において 1 日あたり 1 人の利用を想定した確保方策としており、現在の提供体制で本計画の間中も確保できる見込みです。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	利用想定人数(人日)	218	206	198	193	187
	【病児対応型】 実施か所数(か所)	1	1	1	1	1
確保の 方策	【病児・緊急対応強化事業】 実施か所数(か所)	1	1	1	1	1
	利用想定人数(人/日)	4	4	4	4	4

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業内容

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、放課後に児童館等を利用して、主体的なあそびや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業。

市の状況

公立20か所・定員960名、民営1か所・定員40人で実施しています。公立の放課後児童クラブの開設時間は、平日は放課後から午後6時まで、土曜日及び学校の長期休業日は午前8時30分から午後6時までですが、希望者には有料で午後7時まで延長保育を実施しています。

提供体制の考え方

40人を一単位とし、25単位の提供が可能です。本計画の期間中、量の見込みが定員を上回ることが予想されますが、高学年を中心に1日あたりの利用人数の減少が見込まれることから、サービスの提供体制が確保できる見込みです。

また、地域の協力を得ながら、土曜日、学校長期休業日における早朝の時間帯の利用も継続して取り組みます。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み		1,141	1,134	1,121	1,107	1,094
	1年生	300	298	295	291	288
	2年生	265	263	260	257	254
	3年生	231	230	227	224	221
	4年生	169	168	166	164	162
	5年生	105	104	103	102	101
6年生	71	71	70	69	68	
確保の方策	定員(人)	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	実施か所数(か所)	25	25	25	25	25

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業。

市の状況

現在は実施していません。

提供体制の考え方

市内幼稚園のすべてが新制度に移行し、また令和元（2019）年10月からの幼児教育無償化にともない、保護者負担の内容が変わりました。生活保護世帯等に対する実費徴収費用の助成については、各園の状況や、費用負担の内容を精査し、検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

事業内容

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、私学助成（幼稚園特別支援教育経費）や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業。

市の状況

現在は実施していません。

提供体制の考え方

新規参入を希望する施設等があった場合に実地支援を行います。相談、助言を行うほか、参入者の経営実績やニーズ量等から事業実施の必要性を総合的に検討します。特別な支援が必要なこどもを受け入れるための職員の加配については、実績に応じて行います。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

事業内容

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がある家庭の居宅に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とする事業。

市の状況

育児に不安や負担を抱える者やヤングケアラー等について、要保護児童対策地域協議会において支援が必要と認めた家庭に対し、特別育児支援ヘルパーを派遣しています。

また、身体的・精神的負担の軽減や虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的として、妊娠届出時からこどもが1歳になるまでの間、希望に応じて産前産後ヘルパーを派遣しています。

提供体制の考え方

ヘルパー事業所との連携・調整により、現在の提供体制で本計画の期間中も確保できる見込みです。引き続き、訪問支援員による家事・育児支援により、子育て家庭が抱える不安や悩みの解消に努めます。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用想定人数(人日)	342	336	330	325	319
確保の方策	利用想定人数(人日)	342	336	330	325	319

(15) 児童育成支援拠点事業

事業内容

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況を客観的に評価し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図ることを目的とする事業。

市の状況

現在は実施していません。

提供体制の考え方

事業の実施方法について検討を進めるとともに、養育環境等に課題を抱える児童等に対しては、関係機関と連携を図りながら対応していきます。

(16) 親子関係形成支援事業

事業内容

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業。

市の状況

現在は実施していません。

提供体制の考え方

事業の実施方法について検討を進めるとともに、親子関係等に悩みや不安を抱える家庭に対しては、関係機関と連携を図りながら対応していきます。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

事業内容

妊婦・その配偶者等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等の実施により、必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行うことを目的とする事業。

市の状況

こども家庭センターにおいて、母子手帳交付時と後期の受診券交付時に、妊婦やパートナーと面談し、妊娠・出産、育児についての情報提供を行うとともに、相談に応じています。また、出産後も乳児家庭全戸訪問等により面談を実施し、切れ目ない支援に努めています。

提供体制の考え方

こども家庭センターの提供体制で妊婦全員と面談を行っています。現在の提供体制で本計画の期間中も確保できる見込みです。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の 見込み	妊娠届出数(組)	283	271	262	256	250
	1組あたり面談(回)	3	3	3	3	3
	面談実施合計回数(回)	849	813	786	768	750
確保の 方策	面談実施合計回数(回)	849	813	786	768	750

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

事業内容

保育所等に入所していない満3歳未満の乳幼児に対して、保育所等の施設において適切な遊び及び生活の場を提供するとともに、当該乳幼児やその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための保護者との面談、保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業。

市の状況

現在は実施していません。

提供体制の考え方

保育所等の実施体制を含め、法律に基づく新たな給付制度となる令和8（2026）年度からの実施に向けて検討を進めます。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用想定人数(人/月)	—	24	23	23	22
確保の方策	利用想定人数(人/月)	—	24	23	23	22

(19) 産後ケア事業

事業内容

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業。

市の状況

「ほっと♡ママ」（産後ケア事業）のデイケア型と訪問型を実施し、からだやこころの相談や育児の相談を行い、安心して子育てができるよう支援しています。

提供体制の考え方

市内2か所に委託して実施しており、現在の提供体制で本計画の期間中も確保できる見込みです。

		令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
量の見込み	利用想定人数(人日)	60	66	69	75	84
確保の方策	利用想定人数(人日)	60	66	69	75	84

5. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供と質的な向上

(1) 幼児教育と保育との一体的な提供

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化などによらず柔軟にこどもを受け入れられる施設です。岩見沢市では、共働き世帯の増加や働き方の多様化により、幼稚園の利用者数は保育所等の利用者数と比べて大きく減少しています。

今後、地域の実情に応じて、保護者が安心して働ける環境を整備するため、幼稚園と保育所の認定こども園への移行や定員変更、保育所の統廃合について、適切な幼児教育・保育の需給バランスを見極めながら検討を進めていきます。

また、保育所などの利用を希望する保護者や就労状況などの変化により保育所の転園や退所を希望する保護者に対して、適切な情報提供を行い、幼稚園や保育所と連携しながら幼児教育・保育の提供に努めます。併せて、入園・入所前のこどもとその保護者の居場所となる地域子育て支援センターと連携し、保護者に対して幼児教育・保育を含む子育て支援制度に関する情報提供を行うなど、家庭状況に応じたサービスが利用できるよう支援していきます。

(2) 幼児教育と保育の質の向上

幼児教育と保育の質の確保のためには、職員の配置基準を満たすだけでなく、各園における特色づくりや職員の資質向上などの継続的な取組が重要です。そのため、園内研修の実施やキャリアアップ研修の受講などを促進するとともに、他園との交流や研修機会確保のため、主任保育士会の活動などを支援していきます。

また、こどもの発達にとって重要な、あそびを通じた質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の関係者と連携・協働し、岩見沢版「幼保小の架け橋プログラム」の策定・実施に向けた支援を行っていきます。

6. 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

令和元（2019）年10月から開始された、幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園や認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設の保育料（利用料）等を対象とした「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

対象となる子ども・子育て支援施設や事業について、利用者（利用希望者）や事業者へ引き続き制度の周知に努めるとともに、必要に応じて北海道と連携を図り、公正かつ適正な実施に努めます。